

札幌市市有施設における石綿含有建材対策要領改定案 新旧対照表

旧（現行）	新（改定案）	備考（改定事項等）
<p data-bbox="331 635 779 657">札幌市市有施設における石綿含有建材対策要領</p> <p data-bbox="405 1070 705 1093">札幌市アスベスト問題対策会議</p> <p data-bbox="427 1214 683 1284">平成 29 年 3 月 (最終改正 令和 <u>2</u> 年 3 月)</p>	<p data-bbox="1111 635 1559 705">札幌市市有施設における石綿含有建材対策要領 (案)</p> <p data-bbox="1184 1070 1485 1093">札幌市アスベスト問題対策会議</p> <p data-bbox="1209 1214 1464 1284">平成 29 年 3 月 (最終改正 令和 <u>3</u> 年 月)</p>	<p data-bbox="1749 1259 1928 1281">・最終改正年月を修正</p>

旧（現行）	新（改定案）	備考（改定事項等）
目次	目次	
1 これまでの経緯・要領制定の目的・・・・・・・・・・ 1	1 これまでの経緯・要領制定の目的・・・・・・・・・・ 1	
2 定義・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2	2 定義・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2	
(1) 石綿及びアスベストについて	(1) 石綿及びアスベストについて	
(2) 点検対象となる石綿含有建材	(2) 点検対象となる石綿含有建材	
ア 吹付け石綿等（レベル1）	ア 吹付け石綿等（レベル1 <u>建材</u> ）	・文言整理
イ 石綿を含有する保温材、耐火被覆材及び断熱材（レベル2）	イ 石綿を含有する保温材、耐火被覆材及び断熱材（レベル2 <u>建材</u> ）	・文言整理
(ア) 保温材	(ア) 保温材	
(イ) 耐火被覆材	(イ) 耐火被覆材	
(ウ) 断熱材	(ウ) 断熱材	
ウ 煙突用石綿含有ライナー材（レベル3）	ウ 煙突用石綿含有ライナー材（レベル3 <u>建材</u> ）	・文言整理
(3) 点検対象となる施設	(3) 点検対象となる施設	
ア 吹付け石綿等	ア 吹付け石綿等	
イ 石綿を含有する保温材、耐火被覆材、断熱材及び煙突用石綿含有ライナー材	イ 石綿を含有する保温材、耐火被覆材、断熱材及び煙突用石綿含有ライナー材	
(4) 点検対象施設内における石綿含有該当箇所の使用頻度	(4) 点検対象施設内における石綿含有該当箇所の使用頻度	
ア 吹付け石綿等、石綿含有保温材、耐火被覆材及び屋根用折板断熱材	ア 吹付け石綿等、石綿含有保温材、耐火被覆材及び屋根用折板断熱材	
(ア) 使用頻度が高い	(ア) 使用頻度が高い	
(イ) 使用頻度が低い	(イ) 使用頻度が低い	
(ウ) 不使用	(ウ) 不使用	
イ 煙突用石綿断熱材（煙突用石綿含有ライナー材を含む）	イ 煙突用石綿断熱材（煙突用石綿含有ライナー材を含む）	
(ア) 使用頻度が高い	(ア) 使用頻度が高い	
(イ) 使用頻度が低い	(イ) 使用頻度が低い	
(ウ) 不使用	(ウ) 不使用	
(5) 専門家	(5) 専門家	
(6) 工法	(6) 工法	
ア 除去工法	ア 除去工法	
イ 囲い込み工法	イ 囲い込み工法	
ウ 封じ込め工法	ウ 封じ込め工法	
(7) 繊維数濃度	(7) 繊維数濃度	
ア 総繊維数濃度	ア 総繊維数濃度	
イ 石綿繊維数濃度	イ 石綿繊維数濃度	
(8) 札幌市市有施設アスベスト管理台帳	(8) 札幌市市有施設アスベスト管理台帳	
	<u>(9) アスベスト管理台帳システム</u>	・アスベスト管理台帳システムの導入に伴う用語追加
3 点検方法等フロー・・・・・・・・・・・・・・・・ 4	3 点検方法等フロー・・・・・・・・・・・・・・・・ 4	
4 点検・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4	4 点検・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4	
(1) 吹付け石綿等及び屋根用折板石綿断熱材	(1) 吹付け石綿等及び屋根用折板石綿断熱材	
ア 点検頻度及び点検実施者	ア 点検頻度及び点検実施者	
イ 調査手順	イ 調査手順	
ウ 損傷、劣化の判断基準	ウ 損傷、劣化の判断基準	
(ア) 未措置（露出）	(ア) 未措置（露出）	
(イ) 措置済み	(イ) 措置済み	
a 囲い込み	a 囲い込み	
b 封じ込め	b 封じ込め	

旧（現行）	新（改定案）	備考（改定事項等）
<p>(2) 石綿を含有する保温材及び耐火被覆材</p> <p>ア 点検頻度及び点検実施者</p> <p>イ 調査手順</p> <p>ウ 損傷、劣化の判断基準</p> <p> (ア) 未措置（露出）</p> <p> (イ) 措置済み</p> <p> a 囲い込み</p> <p> b 封じ込め</p> <p>(3) 煙突用石綿断熱材（煙突用石綿含有ライナー材を含む）</p> <p>ア 点検頻度及び点検実施者</p> <p>イ 調査手順</p> <p>ウ 損傷、劣化の判断基準</p> <p> (ア) 未措置（露出）</p> <p> (イ) 措置済み</p> <p> a 囲い込み</p> <p> b 封じ込め</p> <p>5 改修等の措置・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8</p> <p>(1) 吹付け石綿等及び屋根用折板石綿断熱材</p> <p>ア 未措置（露出）</p> <p>イ 措置済み</p> <p> (ア) 囲い込み</p> <p> (イ) 封じ込め</p> <p>(2) 石綿を含有する保温材及び耐火被覆材</p> <p>ア 未措置（露出）</p> <p>イ 措置済み</p> <p> (ア) 囲い込み</p> <p> (イ) 封じ込め</p> <p>(3) 煙突用石綿断熱材（煙突用石綿含有ライナー材を含む）</p> <p>ア 未措置（露出）</p> <p> (ア) 著しい損傷</p> <p> (イ) 著しい劣化</p> <p> a 総繊維数濃度が1本/Lを超えた場合</p> <p> b 総繊維数濃度が1本/L以下の場合</p> <p> (ウ) 劣化</p> <p> a 総繊維数濃度が1本/Lを超えた場合</p> <p> b 総繊維数濃度が1本/L以下の場合</p> <p> (エ) 一部劣化</p> <p> (オ) 通常</p> <p>イ 措置済み</p> <p> (ア) 囲い込み</p> <p> (イ) 封じ込め</p>	<p>(2) 石綿を含有する保温材及び耐火被覆材</p> <p>ア 点検頻度及び点検実施者</p> <p>イ 調査手順</p> <p>ウ 損傷、劣化の判断基準</p> <p> (ア) 未措置（露出）</p> <p> (イ) 措置済み</p> <p> a 囲い込み</p> <p> b 封じ込め</p> <p>(3) 煙突用石綿断熱材（煙突用石綿含有ライナー材を含む）</p> <p>ア 点検頻度及び点検実施者</p> <p>イ 調査手順</p> <p>ウ 損傷、劣化の判断基準</p> <p> (ア) 未措置（露出）</p> <p> (イ) 措置済み</p> <p> a 囲い込み</p> <p> b 封じ込め</p> <p>5 改修等の措置・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8</p> <p>(1) 吹付け石綿等及び屋根用折板石綿断熱材</p> <p>ア 未措置（露出）</p> <p>イ 措置済み</p> <p> (ア) 囲い込み</p> <p> (イ) 封じ込め</p> <p>(2) 石綿を含有する保温材及び耐火被覆材</p> <p>ア 未措置（露出）</p> <p>イ 措置済み</p> <p> (ア) 囲い込み</p> <p> (イ) 封じ込め</p> <p>(3) 煙突用石綿断熱材（煙突用石綿含有ライナー材を含む）</p> <p>ア 未措置（露出）</p> <p> (ア) 著しい損傷</p> <p> (イ) 著しい劣化</p> <p> a 総繊維数濃度が1本/Lを超えた場合</p> <p> b 総繊維数濃度が1本/L以下の場合</p> <p> (ウ) 劣化</p> <p> a 総繊維数濃度が1本/Lを超えた場合</p> <p> b 総繊維数濃度が1本/L以下の場合</p> <p> (エ) 一部劣化</p> <p> (オ) 通常</p> <p>イ 措置済み</p> <p> (ア) 囲い込み</p> <p> (イ) 封じ込め</p>	

旧（現行）	新（改定案）	備考（改定事項等）
<p>6 点検結果の記録、保存及び報告・・・11</p> <p>(1) 記録</p> <p>(2) 保存</p> <p>(3) 報告</p> <p>7 結果のとりまとめ・・・12</p> <p>8 備考等・・・12</p> <p>(1) 省令等による点検について</p> <p>(2) 本要領の見直しについて</p> <p>9 参考資料・・・12</p> <p>10 問い合わせ先・・・12</p> <p>(1) 要領や調査内容、大気・室内環境濃度測定等に関すること</p> <p>(2) 石綿含有建材、石綿除去工事に関すること</p> <p>(3) 点検実施者の安全確保、石綿障害予防規則による届出等に関すること</p> <p>11 添付資料・・・13</p> <p>(1) 別添1) 各石綿含有建材における点検フロー</p> <p>ア 1-1) 吹付け石綿等及び屋根用折板石綿断熱材点検フロー</p> <p>イ 1-2) 石綿を含有する保温材及び耐火被覆材点検フロー</p> <p>ウ 1-3) 煙突用石綿断熱材（煙突用石綿含有ライナー材を含む）点検フロー</p> <p>エ 1-4) 囲い込み・封じ込めの石綿含有建材点検フロー</p> <p>(2) 別添2) 点検頻度及び点検実施者</p> <p>(3) 別添3) 損傷、劣化状態の確認方法等について</p> <p>(4) 別添4) 石綿含有確認のための定性分析について</p> <p>(5) 別添5) 石綿含有断熱材を使用した煙突周辺における大気中濃度測定について</p> <p>(6) 別添6) <u>調査表・記載例</u></p> <p><u>ア 6-1) 調査表《吹付け石綿等、石綿含有保温材、石綿含有耐火被覆材及び屋根用折板石綿断熱材》</u></p> <p><u>イ 6-2) 調査表《煙突用石綿断熱材（煙突用石綿含有ライナー材を含む）》</u></p> <p><u>ウ 6-3) 調査表《施設分類》</u></p> <p><u>エ 6-4) 記載例-調査表《吹付け石綿等、石綿含有保温材、石綿含有耐火被覆材及び屋根用折板石綿断熱材》</u></p> <p><u>オ 6-5) 記載例-調査表《煙突用石綿断熱材（煙突用石綿含有ライナー材を含む）》</u></p> <p><u>カ 6-6) 記載例-調査表《施設分類》</u></p> <p><u>キ 6-7) 札幌市市有施設アスベスト管理台帳登録件数（吹付け石綿等）</u></p> <p><u>ク 6-8) 札幌市市有施設アスベスト管理台帳登録件数（石綿含有保温材等）</u></p> <p><u>ケ 6-9) 札幌市市有施設アスベスト管理台帳登録件数（煙突用石綿断熱材（煙突用石綿含有ライナー材を含む））</u></p> <p>(7) 別添7) <u>調査表記入上の注意</u></p> <p><u>ア 7-1) 吹付け石綿等、石綿含有保温材、石綿含有耐火被覆材及び屋根用折板石綿断熱材</u></p> <p><u>イ 7-2) 煙突用石綿断熱材（煙突用石綿含有ライナー材を含む）</u></p>	<p>6 点検結果の記録、保存及び報告・・・12</p> <p>(1) 記録</p> <p>(2) 保存</p> <p>(3) 報告</p> <p>7 結果のとりまとめ・・・12</p> <p>8 備考等・・・12</p> <p>(1) 省令等による点検について</p> <p>(2) 本要領の見直しについて</p> <p>9 参考資料・・・12</p> <p>10 問い合わせ先・・・13</p> <p>(1) 要領や調査内容、大気・室内環境濃度測定等に関すること</p> <p>(2) 石綿含有建材、石綿除去工事に関すること</p> <p>(3) 点検実施者の安全確保、石綿障害予防規則による届出等に関すること</p> <p>11 添付資料・・・13</p> <p>(1) 別添1) 各石綿含有建材における点検フロー</p> <p>ア 1-1) 吹付け石綿等及び屋根用折板石綿断熱材点検フロー</p> <p>イ 1-2) 石綿を含有する保温材及び耐火被覆材点検フロー</p> <p>ウ 1-3) 煙突用石綿断熱材（煙突用石綿含有ライナー材を含む）点検フロー</p> <p>エ 1-4) 囲い込み・封じ込めの石綿含有建材点検フロー</p> <p>(2) 別添2) 点検頻度及び点検実施者</p> <p>(3) 別添3) 損傷、劣化状態の確認方法等について</p> <p>(4) 別添4) 石綿含有確認のための定性分析について</p> <p>(5) 別添5) 石綿含有断熱材を使用した煙突周辺における大気中濃度測定について</p> <p>(6) 別添6) <u>アスベスト管理台帳システムの利用上の注意点</u></p> <p>(7) 別添7) <u>帳票様式・記載例</u></p> <p><u>ア 7-1) 調査表《吹付け石綿等、石綿含有保温材、石綿含有耐火被覆材及び屋根用折板石綿断熱材》</u></p> <p><u>イ 7-2) 調査表《煙突用石綿断熱材（煙突用石綿含有ライナー材を含む）》</u></p>	<p>・アスベスト管理台帳システムの導入に伴う項目追加</p> <p>・アスベスト管理台帳システムにおける帳票様式等の追加・号整理</p>

旧（現行）	新（改定案）	備考（改定事項等）
<p> <u>ウ 7-3) 施設分類</u> <u>エ 7-4) 管理台帳登録件数-吹付け石綿等</u> <u>オ 7-5) 管理台帳登録件数-石綿含有保温材・石綿含有耐火被覆材・屋根用折板石綿断熱材</u> <u>カ 7-6) 管理台帳登録件数-煙突用石綿断熱材（煙突用石綿含有ライナー材を含む）</u> </p> <p>(8) 別添8) 参考資料</p>	<p> ウ 7-3) 点検結果《吹付け石綿等、石綿含有保温材、石綿含有耐火被覆材及び屋根用折板石綿断熱材》 エ 7-4) 点検結果《煙突用石綿断熱材（煙突用石綿含有ライナー材を含む）》 オ 7-5) 施設分類 カ 7-6) 調査表《札幌市市有施設アスベスト管理台帳登録件数》（吹付け石綿等） キ 7-7 調査表《札幌市市有施設アスベスト管理台帳登録件数》（石綿含有保温材・石綿含有耐火被覆材・屋根用折板石綿断熱材） ク 7-8 調査表《札幌市市有施設アスベスト管理台帳登録件数》（煙突用石綿断熱材（煙突用石綿含有ライナー材を含む）） </p> <p>(8) 別添8) 参考資料</p>	<p>・アスベスト管理台帳システムにおける帳票様式等の追加・号整理</p>

旧（現行）	新（改定案）	備考（改定事項等）
<p>1 これまでの経緯・要領制定の目的 (省略)</p> <p>2 定義</p> <p>(1) 石綿及びアスベストについて 要領では「石綿」と「アスベスト」を同じ意味で用いる。 単独で使用する場合は「石綿」とし、「アスベスト実態調査」や「アスベスト対策」など、これまでに慣用的に使用されている語句は「石綿」に統一すること はせずに、接頭辞等で「アスベスト」を使用する。</p> <p>(2) 点検対象となる石綿含有建材 要領における点検対象となる石綿含有建材については、総務省が実施するアス ベストの使用状況及び除去状況に関する調査において対象となっている建材であ る次のア及びイに加えて、ウも対象とする。 ウを除く石綿スレートやビニールタイル等のアスベスト成形板等（<u>レベル3</u>） 及び石綿含有仕上塗材のうち外壁仕上塗材については要領の対象外とする（<u>内壁 仕上塗材については、令和2年度に取扱いを決定する予定であり、それまでの間 は要領の対象外とする。</u>）。</p> <p>ア 吹付け石綿等（レベル1） 吹付け石綿、石綿含有吹付けロックウール（乾式・湿式）、石綿含有吹付けパー ミキュライト及び石綿含有吹付けパーライト。<u>ただし、石綿含有仕上塗材は除く。</u></p> <p>イ 石綿を含有する保温材、耐火被覆材及び断熱材（レベル2）</p> <p>(ア) 保温材 石綿保温材、石綿含有けいそう土保温材、石綿含有けい酸カルシウム保温 材、石綿含有パーミキュライト保温材及び石綿含有パーライト保温材</p> <p>(イ) 耐火被覆材 石綿含有耐火被覆板及び石綿含有けい酸カルシウム板第二種</p> <p>(ウ) 断熱材 煙突用石綿断熱材及び屋根用折板石綿断熱材</p> <p>ウ 煙突用石綿含有ライナー材（レベル3）</p> <p>(3) 点検対象となる施設 次のア及びイに該当する市有施設全てを対象とする。なお、点検対象となる石 綿含有建材を除去するまでの間は、点検を行うこととする。</p> <p>ア 吹付け石綿等 平成8年度以前に竣工し、0.1重量%を超える石綿を含有する吹付け材を使用し ている施設</p>	<p>1 これまでの経緯・要領制定の目的 (現行のとおり)</p> <p>2 定義</p> <p>(1) 石綿及びアスベストについて 要領では「石綿」と「アスベスト」を同じ意味で用いる。 単独で使用する場合は「石綿」とし、「アスベスト実態調査」や「アスベスト 対策」など、これまでに慣用的に使用されている語句は「石綿」に統一すること はせずに、接頭辞等で「アスベスト」を使用する。</p> <p>(2) 点検対象となる石綿含有建材 要領における点検対象となる石綿含有建材については、総務省が実施するアス ベストの使用状況及び除去状況に関する調査において対象となっている建材であ る次のア及びイに加えて、ウも対象とする。 ウを除く石綿スレートやビニールタイル等のアスベスト成形板等及び石綿含有 仕上塗材（<u>レベル3建材</u>）については要領の対象外とする。</p> <p>ア 吹付け石綿等（レベル1建材） 吹付け石綿、石綿含有吹付けロックウール（乾式・湿式）、石綿含有吹付けパー ミキュライト及び石綿含有吹付けパーライト。</p> <p>イ 石綿を含有する保温材、耐火被覆材及び断熱材（レベル2建材）</p> <p>(ア) 保温材 石綿保温材、石綿含有けいそう土保温材、石綿含有けい酸カルシウム保温 材、石綿含有パーミキュライト保温材及び石綿含有パーライト保温材</p> <p>(イ) 耐火被覆材 石綿含有耐火被覆板及び石綿含有けい酸カルシウム板第二種</p> <p>(ウ) 断熱材 煙突用石綿断熱材及び屋根用折板石綿断熱材</p> <p>ウ 煙突用石綿含有ライナー材（レベル3建材）</p> <p>(3) 点検対象となる施設 次のア及びイに該当する市有施設全てを対象とする。なお、点検対象となる石 綿含有建材を除去するまでの間は、点検を行うこととする。</p> <p>ア 吹付け石綿等 平成8年度以前に竣工し、0.1重量%を超える石綿を含有する吹付け材を使用し ている施設</p>	<p>・内壁・外壁問わず仕上塗材を要領の対 象外とする</p> <p>・大気汚染防止法等の改正に伴う仕上 塗材の取扱変更（吹付け施工の仕上 塗材のみレベル1建材→施工方法問 わずレベル3建材）</p> <p>・文言整理</p> <p>・文言整理</p> <p>・文言整理</p>

旧（現行）	新（改定案）	備考（改定事項等）
<p>イ 石綿を含有する保温材、耐火被覆材、断熱材及び煙突用石綿含有ライナー材 平成8年度以前に竣工し、0.1重量%を超える石綿を含有する保温材、断熱材及び煙突用石綿含有ライナー材を使用している施設並びに平成17年度頃までに完成し、0.1重量%を超える石綿を含有する耐火被覆材を使用している施設</p> <p>■ (4) 施設の使用頻度</p> <p>ア 吹付け石綿等、石綿含有保温材、耐火被覆材及び屋根用折板石綿断熱材 吹付け石綿等、石綿を含有する保温材、耐火被覆材及び屋根用折板石綿断熱材がある施設の使用頻度の定義については、次の(ア)、(イ)及び(ウ)のとおりとする。</p> <p>(ア) 使用頻度が高い 事務室、教室、図書室、会議室、廊下、給湯室等、人の出入りが多く常時使用する<u>ところ</u>をいう。</p> <p>(イ) 使用頻度が低い 倉庫、機械室、電気室、変電室、非常階段等をいう。ただし、常駐者がいる場合は、「使用頻度が高い」に含まれることとする。</p> <p>(ウ) 不使用 通常は誰も立入らない、又は使用していない<u>ところ</u>をいう。</p> <p>イ 煙突用石綿断熱材（煙突用石綿含有ライナー材を含む） 煙突用石綿断熱材がある煙突の使用頻度の定義については、次の(ア)、(イ)及び(ウ)のとおりとする。</p> <p>(ア) 使用頻度が高い 1年のうち、使用している期間が6か月以上である煙突をいう。</p> <p>(イ) 使用頻度が低い 1年のうち、使用している期間が6か月未満である煙突をいう。</p> <p>(ウ) 不使用 使用していない煙突をいう。</p> <p>■ (5) 専門家 次に示す①～②の資格のうちいずれかに該当する、石綿に関し一定の知見を有し、的確な判断ができる者をいう。</p> <p>① 「建築物石綿含有建材調査者講習登録規程」（平成30年10月23日告示）により厚生労働省に登録された機関が行う講習を修了した特定建築物石綿含有建材調査者及び建築物石綿含有建材調査者</p> <p>② 日本アスベスト調査診断協会に登録された者</p> <p>■ (6) 工法</p> <p>ア 除去工法 既存の石綿含有建材を下地から取り除く工法のことをいう。</p>	<p>イ 石綿を含有する保温材、耐火被覆材、断熱材及び煙突用石綿含有ライナー材 平成8年度以前に竣工し、0.1重量%を超える石綿を含有する保温材、断熱材及び煙突用石綿含有ライナー材を使用している施設並びに平成17年度頃までに完成し、0.1重量%を超える石綿を含有する耐火被覆材を使用している施設</p> <p>■ (4) 施設の使用頻度</p> <p>ア 吹付け石綿等、石綿含有保温材、耐火被覆材及び屋根用折板石綿断熱材 吹付け石綿等、石綿を含有する保温材、耐火被覆材及び屋根用折板石綿断熱材がある施設の使用頻度の定義については、次の(ア)、(イ)及び(ウ)のとおりとする。</p> <p>(ア) 使用頻度が高い 事務室、教室、図書室、会議室、廊下、給湯室等、人の出入りが多く常時使用する<u>場所</u>をいう。</p> <p>(イ) 使用頻度が低い 倉庫、機械室、電気室、変電室、非常階段等、<u>人の出入りが少ない場所</u>をいう。ただし、常駐者がいる場合は、「使用頻度が高い」に含まれることとする。</p> <p>(ウ) 不使用 通常は誰も立入らない、又は使用していない<u>場所</u>をいう。</p> <p>イ 煙突用石綿断熱材（煙突用石綿含有ライナー材を含む） 煙突用石綿断熱材がある煙突の使用頻度の定義については、次の(ア)、(イ)及び(ウ)のとおりとする。</p> <p>(ア) 使用頻度が高い 1年のうち、使用している期間が6か月以上である煙突をいう。</p> <p>(イ) 使用頻度が低い 1年のうち、使用している期間が6か月未満である煙突をいう。</p> <p>(ウ) 不使用 使用していない煙突をいう。</p> <p>■ (5) 専門家 次に示す①～②の資格のうちいずれかに該当する、石綿に関し一定の知見を有し、的確な判断ができる者をいう。</p> <p>① 「建築物石綿含有建材調査者講習登録規程」（平成30年10月23日告示、<u>令和2年7月1日一部改正</u>）により厚生労働省に登録された機関が行う講習を修了した特定建築物石綿含有建材調査者及び<u>一般建築物石綿含有建材調査者（一戸建ての住宅及び共同住宅（長屋を含み、店舗併用住宅は含まれない。）の住戸の内部（住戸の専有部分を指し、内部以外の部分（ベランダ、廊下等共用部分）は含まれない。）のみを点検の対象とする場合は一戸建て等建築物石綿含有建材調査者を含む。）</u></p> <p>② 日本アスベスト調査診断協会に登録された者</p> <p>■ (6) 工法</p> <p>ア 除去工法 既存の石綿含有建材を下地から取り除く工法のことをいう。</p>	<p>・ 文言整理</p> <p>・ 文言整理</p> <p>・ 文言整理</p> <p>・ 建築物石綿含有建材調査者講習登録規定の改正に伴う規定整備</p>

旧（現行）	新（改定案）	備考（改定事項等）
<p>イ 囲い込み工法 既存の石綿含有建材はそのまま残し、これらが使用空間に露出しないよう、板状材料等で完全に覆うことによって密閉し、粉じんの飛散防止、損傷防止等を図る工法のことをいう。</p> <p>ウ 封じ込め工法 既存の石綿含有建材をそのまま残し、石綿含有建材への棄液の含浸又は造膜材の散布等を施すことにより、石綿含有建材の表層部又は全層を完全に被覆又は固着・固定化して粉じんが使用空間内へ飛散しないようにする工法のことをいう。</p> <p>(7) 繊維数濃度 大気中又は室内環境における繊維数濃度の定義については、次のア及びイのとおりとする。</p> <p>ア 総繊維数濃度 「アスベストモニタリングマニュアル」（第4.1版）（平成29年7月環境省水・大気環境局大気環境課）に記載された位相差顕微鏡法により測定された総繊維数濃度のことをいう。</p> <p>イ 石綿繊維数濃度 「アスベストモニタリングマニュアル」（第4.1版）（平成29年7月環境省水・大気環境局大気環境課）に記載された電子顕微鏡法又は環境管理担当部長が適当と認める方法により測定された石綿繊維数濃度のことをいう。</p> <p>(8) 札幌市市有施設アスベスト管理台帳 各施設における石綿含有建材の使用状況や管理者が点検等を行った結果について、各局区庶務担当課を介して環境局環境対策課で取りまとめ、管理している台帳をいう。</p> <p>3 点検方法等フロー 石綿含有の調査、損傷、劣化状態の確認、大気・室内環境濃度測定及びボイラーの稼働や停止に係る点検方法等のフロー図は別添1のとおりとする。</p> <p>4 点検</p> <p>(1) 吹付け石綿等及び屋根用折板石綿断熱材</p> <p>ア 点検頻度及び点検実施者 別添2のとおりとする。</p>	<p>イ 囲い込み工法 既存の石綿含有建材はそのまま残し、これらが使用空間に露出しないよう、板状材料等で完全に覆うことによって密閉し、粉じんの飛散防止、損傷防止等を図る工法のことをいう。<u>なお、天井材等で石綿含有建材が隠蔽されている場合であっても、囲い込み材や躯体に開口部（通常の使用時において隙間なく閉じることができる点検口等を除く）や隙間があり、石綿含有建材が施工されている空間から使用空間への空気の移動がある場合は囲い込み済とせず、未措置（露出）とすること。</u></p> <p>ウ 封じ込め工法 既存の石綿含有建材をそのまま残し、石綿含有建材への棄液の含浸又は造膜材の散布等を施すことにより、石綿含有建材の表層部又は全層を完全に被覆又は固着・固定化して粉じんが使用空間内へ飛散しないようにする工法のことをいう。</p> <p>(7) 繊維数濃度 大気中又は室内環境における繊維数濃度の定義については、次のア及びイのとおりとする。</p> <p>ア 総繊維数濃度 「アスベストモニタリングマニュアル」（第4.1版）（平成29年7月環境省水・大気環境局大気環境課）に記載された位相差顕微鏡法により測定された総繊維数濃度のことをいう。</p> <p>イ 石綿繊維数濃度 「アスベストモニタリングマニュアル」（第4.1版）（平成29年7月環境省水・大気環境局大気環境課）に記載された電子顕微鏡法又は環境管理担当部長が適当と認める方法により測定された石綿繊維数濃度のことをいう。</p> <p>(8) 札幌市市有施設アスベスト管理台帳 各施設における石綿含有建材の使用状況や管理者が点検等を行った結果について、各局区庶務担当課を介して環境局環境対策課で取りまとめ、管理している台帳をいう。</p> <p>(9) アスベスト管理台帳システム <u>札幌市市有施設アスベスト管理台帳を整備するため、石綿含有建材に係る調査結果や点検結果等の閲覧・登録・出力を行うデータベースシステムをいう。</u></p> <p>3 点検方法等フロー 石綿含有の調査、損傷、劣化状態の確認、大気・室内環境濃度測定及びボイラーの稼働や停止に係る点検方法等のフロー図は別添1のとおりとする。</p> <p>4 点検</p> <p>(1) 吹付け石綿等及び屋根用折板石綿断熱材</p> <p>ア 点検頻度及び点検実施者 別添2のとおりとする。</p>	<p>・ 囲い込み工法に係る留意事項追記</p> <p>・ アスベスト管理台帳システムの導入に伴う用語追加</p>

旧（現行）	新（改定案）	備考（改定事項等）																																								
<p><u>イ 調査手順</u></p> <p>札幌市市有施設アスベスト管理台帳に記載されている施設に関して、対象建材の損傷、劣化状態を確認する。損傷、劣化状態の確認方法については、別添3「損傷、劣化状態の確認方法等について」のとおりとする。また、施設の使用状況等から、管理者の判断により必要に応じて室内環境濃度測定を行う。なお、測定方法については、別添8の参考8を参考にすること。</p> <p><u>ウ 損傷、劣化の判断基準</u></p> <p>損傷、劣化の判断基準については次の(ア)及び(イ)のとおりとする。なお、施設を所管する職員又は施設を管理する職員（以下「施設職員」という。）が点検を行う際に、判断が難しい場合は都市局建築保全課へ相談すること。</p> <p>また、室内環境濃度測定を行い、総繊維数濃度が1本/Lを超えた結果を確認した場合は直ちに環境局環境対策課へ連絡し、その後の対応について協議すること。</p> <p>(ア) 未措置（露出）</p> <table border="1" data-bbox="181 587 920 815"> <thead> <tr> <th>損傷、劣化状態</th> <th>定義</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>I 著しい損傷、劣化</td> <td>吹付け石綿等又は屋根用折板石綿断熱材の全面にわたって表面が荒れ、剥離している。</td> </tr> <tr> <td>II 部分的な損傷、劣化</td> <td>吹付け石綿等又は屋根用折板石綿断熱材の表面が部分的に荒れ、一部剥離している。</td> </tr> <tr> <td>III 通常</td> <td>吹付け石綿等又は屋根用折板石綿断熱材の表面が安定しており、劣化も進んでいない。</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 室内環境濃度測定の結果、石綿繊維数濃度が1本/Lを超えた場合については、目視による損傷、劣化範囲等を踏まえ、建材の劣化によるものと判断したときにはI又はIIに分類すること。</p> <p>(イ) 措置済み</p> <p>a 囲い込み</p> <table border="1" data-bbox="181 938 920 1038"> <thead> <tr> <th>損傷、劣化状態</th> <th>定義</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>囲-I 損傷</td> <td>囲い込み材が損傷し、石綿含有建材が露出している。</td> </tr> <tr> <td>囲-II 通常</td> <td>囲い込み材が安定しており、損傷は見られない。</td> </tr> </tbody> </table> <p>b 封じ込め</p> <table border="1" data-bbox="181 1098 920 1230"> <thead> <tr> <th>損傷、劣化状態</th> <th>定義</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>封-I 損傷</td> <td>封じ込め時よりも吹付け石綿等又は屋根用折板石綿断熱材が劣化し、損傷している。</td> </tr> <tr> <td>封-II 通常</td> <td>封じ込め時と同じ状態である。</td> </tr> </tbody> </table> <p>■ (2) 石綿を含有する保温材及び耐火被覆材</p> <p><u>ア 点検頻度及び点検実施者</u></p> <p>別添2のとおりとする。</p> <p><u>イ 調査手順</u></p>	損傷、劣化状態	定義	I 著しい損傷、劣化	吹付け石綿等又は屋根用折板石綿断熱材の全面にわたって表面が荒れ、剥離している。	II 部分的な損傷、劣化	吹付け石綿等又は屋根用折板石綿断熱材の表面が部分的に荒れ、一部剥離している。	III 通常	吹付け石綿等又は屋根用折板石綿断熱材の表面が安定しており、劣化も進んでいない。	損傷、劣化状態	定義	囲-I 損傷	囲い込み材が損傷し、石綿含有建材が露出している。	囲-II 通常	囲い込み材が安定しており、損傷は見られない。	損傷、劣化状態	定義	封-I 損傷	封じ込め時よりも吹付け石綿等又は屋根用折板石綿断熱材が劣化し、損傷している。	封-II 通常	封じ込め時と同じ状態である。	<p><u>イ 調査手順</u></p> <p>札幌市市有施設アスベスト管理台帳に記載されている施設に関して、対象建材の損傷、劣化状態を確認する。損傷、劣化状態の確認方法については、別添3「損傷、劣化状態の確認方法等について」のとおりとする。また、施設の使用状況等から、管理者の判断により必要に応じて室内環境濃度測定を行う。なお、測定方法については、別添8の参考8を参考にすること。</p> <p><u>ウ 損傷、劣化の判断基準</u></p> <p>損傷、劣化の判断基準については次の(ア)及び(イ)のとおりとする。なお、施設を所管する職員又は施設を管理する職員（以下「施設職員」という。）が点検を行う際に、判断が難しい場合は都市局建築保全課へ相談すること。</p> <p>また、室内環境濃度測定を行い、総繊維数濃度が1本/Lを超えた結果を確認した場合は直ちに環境局環境対策課へ連絡し、その後の対応について協議すること。</p> <p>(ア) 未措置（露出）</p> <table border="1" data-bbox="960 587 1700 815"> <thead> <tr> <th>損傷、劣化状態</th> <th>定義</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>I 著しい損傷、劣化</td> <td>吹付け石綿等又は屋根用折板石綿断熱材の全面にわたって表面が荒れ、剥離している。</td> </tr> <tr> <td>II 部分的な損傷、劣化</td> <td>吹付け石綿等又は屋根用折板石綿断熱材の表面が部分的に荒れ、一部剥離している。</td> </tr> <tr> <td>III 通常</td> <td>吹付け石綿等又は屋根用折板石綿断熱材の表面が安定しており、劣化も進んでいない。</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 室内環境濃度測定の結果、石綿繊維数濃度が1本/Lを超えた場合については、目視による損傷、劣化範囲等を踏まえ、建材の劣化によるものと判断したときにはI又はIIに分類すること。</p> <p>(イ) 措置済み</p> <p>a 囲い込み</p> <table border="1" data-bbox="960 938 1700 1038"> <thead> <tr> <th>損傷、劣化状態</th> <th>定義</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>囲-I 損傷</td> <td>囲い込み材が損傷し、石綿含有建材が露出している。</td> </tr> <tr> <td>囲-II 通常</td> <td>囲い込み材が安定しており、損傷は見られない。</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ <u>囲い込み材や躯体に開口部や隙間がある場合は未措置（露出）として損傷、劣化の判断を行うこと。</u></p> <p>b 封じ込め</p> <table border="1" data-bbox="960 1098 1700 1230"> <thead> <tr> <th>損傷、劣化状態</th> <th>定義</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>封-I 損傷</td> <td>封じ込め時よりも吹付け石綿等又は屋根用折板石綿断熱材が劣化し、損傷している。</td> </tr> <tr> <td>封-II 通常</td> <td>封じ込め時と同じ状態である。</td> </tr> </tbody> </table> <p>■ (2) 石綿を含有する保温材及び耐火被覆材</p> <p><u>ア 点検頻度及び点検実施者</u></p> <p>別添2のとおりとする。</p> <p><u>イ 調査手順</u></p>	損傷、劣化状態	定義	I 著しい損傷、劣化	吹付け石綿等又は屋根用折板石綿断熱材の全面にわたって表面が荒れ、剥離している。	II 部分的な損傷、劣化	吹付け石綿等又は屋根用折板石綿断熱材の表面が部分的に荒れ、一部剥離している。	III 通常	吹付け石綿等又は屋根用折板石綿断熱材の表面が安定しており、劣化も進んでいない。	損傷、劣化状態	定義	囲-I 損傷	囲い込み材が損傷し、石綿含有建材が露出している。	囲-II 通常	囲い込み材が安定しており、損傷は見られない。	損傷、劣化状態	定義	封-I 損傷	封じ込め時よりも吹付け石綿等又は屋根用折板石綿断熱材が劣化し、損傷している。	封-II 通常	封じ込め時と同じ状態である。	<p>・ 囲い込みに係る留意事項追記</p>
損傷、劣化状態	定義																																									
I 著しい損傷、劣化	吹付け石綿等又は屋根用折板石綿断熱材の全面にわたって表面が荒れ、剥離している。																																									
II 部分的な損傷、劣化	吹付け石綿等又は屋根用折板石綿断熱材の表面が部分的に荒れ、一部剥離している。																																									
III 通常	吹付け石綿等又は屋根用折板石綿断熱材の表面が安定しており、劣化も進んでいない。																																									
損傷、劣化状態	定義																																									
囲-I 損傷	囲い込み材が損傷し、石綿含有建材が露出している。																																									
囲-II 通常	囲い込み材が安定しており、損傷は見られない。																																									
損傷、劣化状態	定義																																									
封-I 損傷	封じ込め時よりも吹付け石綿等又は屋根用折板石綿断熱材が劣化し、損傷している。																																									
封-II 通常	封じ込め時と同じ状態である。																																									
損傷、劣化状態	定義																																									
I 著しい損傷、劣化	吹付け石綿等又は屋根用折板石綿断熱材の全面にわたって表面が荒れ、剥離している。																																									
II 部分的な損傷、劣化	吹付け石綿等又は屋根用折板石綿断熱材の表面が部分的に荒れ、一部剥離している。																																									
III 通常	吹付け石綿等又は屋根用折板石綿断熱材の表面が安定しており、劣化も進んでいない。																																									
損傷、劣化状態	定義																																									
囲-I 損傷	囲い込み材が損傷し、石綿含有建材が露出している。																																									
囲-II 通常	囲い込み材が安定しており、損傷は見られない。																																									
損傷、劣化状態	定義																																									
封-I 損傷	封じ込め時よりも吹付け石綿等又は屋根用折板石綿断熱材が劣化し、損傷している。																																									
封-II 通常	封じ込め時と同じ状態である。																																									

旧（現行）	新（改定案）	備考（改定事項等）																
<p>石綿含有の調査及び損傷、劣化状態の確認は次の(ア)及び(イ)の手順で行うこととする。(ア) 図面や工事の記録等から石綿含有建材の有無を確認する。</p> <p>(イ) 対象建材の損傷、劣化状態について確認する。損傷、劣化状態の確認方法については、別添3「損傷、劣化状態の確認方法等について」のとおりとする。また、施設の使用状況等から、管理者の判断により必要に応じて室内環境における繊維数濃度の測定を行う。なお、測定方法については、別添8の参考8を参考にすること。</p> <p>石綿含有建材の有無について不明の場合は、建材の損傷、劣化状態について確認後、別添4のとおり0.1重量%を超える石綿を含有しているかどうかについての定性分析（以下「定性分析」という。）を行うこと。なお、定性分析により結果が判明するまでは、石綿を含有するものとして取り扱う。</p> <p>ウ 損傷、劣化の判断基準</p> <p>損傷、劣化の判断基準については次の(ア)及び(イ)のとおりとする。なお、施設職員が点検を行う際に、判断が難しい場合は都市局建築保全課へ相談すること。</p> <p>(ア) 未措置（露出）</p>	<p>石綿含有の調査及び損傷、劣化状態の確認は次の(ア)及び(イ)の手順で行うこととする。(ア) 図面や工事の記録等から石綿含有建材の有無を確認する。</p> <p>(イ) 対象建材の損傷、劣化状態について確認する。損傷、劣化状態の確認方法については、別添3「損傷、劣化状態の確認方法等について」のとおりとする。また、施設の使用状況等から、管理者の判断により必要に応じて室内環境における繊維数濃度の測定を行う。なお、測定方法については、別添8の参考8を参考にすること。</p> <p>石綿含有建材の有無について不明の場合は、建材の損傷、劣化状態について確認後、別添4のとおり0.1重量%を超える石綿を含有しているかどうかについての定性分析（以下「定性分析」という。）を行うこと。なお、定性分析により結果が判明するまでは、石綿を含有するものとして取り扱う。</p> <p>ウ 損傷、劣化の判断基準</p> <p>損傷、劣化の判断基準については次の(ア)及び(イ)のとおりとする。なお、施設職員が点検を行う際に、判断が難しい場合は都市局建築保全課へ相談すること。</p> <p>(ア) 未措置（露出）</p>																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th>損傷、劣化状態</th> <th>定義</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>I</td> <td>著しい損傷、劣化 石綿含有保温材の保護材が剥離し、露出した石綿含有保温材の繊維のくずれ等が見られる。又は石綿含有耐火被覆材の表面が全体的に荒れ、剥離している。</td> </tr> <tr> <td>II</td> <td>部分的な損傷、劣化 石綿含有保温材の保護材が部分的に剥離しているが石綿含有保温材は露出していない。又は石綿含有耐火被覆材の表面が部分的に荒れている。</td> </tr> <tr> <td>III</td> <td>通常 石綿含有保温材及び石綿含有耐火被覆材が安定しており、劣化も進んでいない。</td> </tr> </tbody> </table>	損傷、劣化状態	定義	I	著しい損傷、劣化 石綿含有保温材の保護材が剥離し、露出した石綿含有保温材の繊維のくずれ等が見られる。又は石綿含有耐火被覆材の表面が全体的に荒れ、剥離している。	II	部分的な損傷、劣化 石綿含有保温材の保護材が部分的に剥離しているが石綿含有保温材は露出していない。又は石綿含有耐火被覆材の表面が部分的に荒れている。	III	通常 石綿含有保温材及び石綿含有耐火被覆材が安定しており、劣化も進んでいない。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>損傷、劣化状態</th> <th>定義</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>I</td> <td>著しい損傷、劣化 石綿含有保温材の保護材が剥離し、露出した石綿含有保温材の繊維のくずれ等が見られる。又は石綿含有耐火被覆材の表面が全体的に荒れ、剥離している。</td> </tr> <tr> <td>II</td> <td>部分的な損傷、劣化 石綿含有保温材の保護材が部分的に剥離しているが石綿含有保温材は露出していない。又は石綿含有耐火被覆材の表面が部分的に荒れている。</td> </tr> <tr> <td>III</td> <td>通常 石綿含有保温材及び石綿含有耐火被覆材が安定しており、劣化も進んでいない。</td> </tr> </tbody> </table>	損傷、劣化状態	定義	I	著しい損傷、劣化 石綿含有保温材の保護材が剥離し、露出した石綿含有保温材の繊維のくずれ等が見られる。又は石綿含有耐火被覆材の表面が全体的に荒れ、剥離している。	II	部分的な損傷、劣化 石綿含有保温材の保護材が部分的に剥離しているが石綿含有保温材は露出していない。又は石綿含有耐火被覆材の表面が部分的に荒れている。	III	通常 石綿含有保温材及び石綿含有耐火被覆材が安定しており、劣化も進んでいない。	
損傷、劣化状態	定義																	
I	著しい損傷、劣化 石綿含有保温材の保護材が剥離し、露出した石綿含有保温材の繊維のくずれ等が見られる。又は石綿含有耐火被覆材の表面が全体的に荒れ、剥離している。																	
II	部分的な損傷、劣化 石綿含有保温材の保護材が部分的に剥離しているが石綿含有保温材は露出していない。又は石綿含有耐火被覆材の表面が部分的に荒れている。																	
III	通常 石綿含有保温材及び石綿含有耐火被覆材が安定しており、劣化も進んでいない。																	
損傷、劣化状態	定義																	
I	著しい損傷、劣化 石綿含有保温材の保護材が剥離し、露出した石綿含有保温材の繊維のくずれ等が見られる。又は石綿含有耐火被覆材の表面が全体的に荒れ、剥離している。																	
II	部分的な損傷、劣化 石綿含有保温材の保護材が部分的に剥離しているが石綿含有保温材は露出していない。又は石綿含有耐火被覆材の表面が部分的に荒れている。																	
III	通常 石綿含有保温材及び石綿含有耐火被覆材が安定しており、劣化も進んでいない。																	
<p>※ 室内環境濃度測定の結果、石綿繊維数濃度が1本/Lを超えた場合については、目視による損傷、劣化範囲等を踏まえ、建材の劣化によるものと判断したときにはI又はIIに分類すること。</p> <p>(イ) 措置済み</p> <p>a 囲い込み</p>	<p>※ 室内環境濃度測定の結果、石綿繊維数濃度が1本/Lを超えた場合については、目視による損傷、劣化範囲等を踏まえ、建材の劣化によるものと判断したときにはI又はIIに分類すること。</p> <p>(イ) 措置済み</p> <p>a 囲い込み</p>																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th>損傷、劣化状態</th> <th>定義</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>囲-I</td> <td>損傷 囲い込み材が損傷し、石綿含有建材が露出している。</td> </tr> <tr> <td>囲-II</td> <td>通常 囲い込み材が安定しており、損傷は見られない。</td> </tr> </tbody> </table>	損傷、劣化状態	定義	囲-I	損傷 囲い込み材が損傷し、石綿含有建材が露出している。	囲-II	通常 囲い込み材が安定しており、損傷は見られない。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>損傷、劣化状態</th> <th>定義</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>囲-I</td> <td>損傷 囲い込み材が損傷し、石綿含有建材が露出している。</td> </tr> <tr> <td>囲-II</td> <td>通常 囲い込み材が安定しており、損傷は見られない。</td> </tr> </tbody> </table>	損傷、劣化状態	定義	囲-I	損傷 囲い込み材が損傷し、石綿含有建材が露出している。	囲-II	通常 囲い込み材が安定しており、損傷は見られない。					
損傷、劣化状態	定義																	
囲-I	損傷 囲い込み材が損傷し、石綿含有建材が露出している。																	
囲-II	通常 囲い込み材が安定しており、損傷は見られない。																	
損傷、劣化状態	定義																	
囲-I	損傷 囲い込み材が損傷し、石綿含有建材が露出している。																	
囲-II	通常 囲い込み材が安定しており、損傷は見られない。																	
<p>b 封じ込め</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>損傷、劣化状態</th> <th>定義</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>封-I</td> <td>損傷 封じ込め時よりも石綿含有保温材又は石綿含有耐火被覆材が劣化し、損傷している。</td> </tr> <tr> <td>封-II</td> <td>通常 封じ込め時と同じ状態である。</td> </tr> </tbody> </table>	損傷、劣化状態	定義	封-I	損傷 封じ込め時よりも石綿含有保温材又は石綿含有耐火被覆材が劣化し、損傷している。	封-II	通常 封じ込め時と同じ状態である。	<p>b 封じ込め</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>損傷、劣化状態</th> <th>定義</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>封-I</td> <td>損傷 封じ込め時よりも石綿含有保温材又は石綿含有耐火被覆材が劣化し、損傷している。</td> </tr> <tr> <td>封-II</td> <td>通常 封じ込め時と同じ状態である。</td> </tr> </tbody> </table>	損傷、劣化状態	定義	封-I	損傷 封じ込め時よりも石綿含有保温材又は石綿含有耐火被覆材が劣化し、損傷している。	封-II	通常 封じ込め時と同じ状態である。	<p>・ 囲い込みに係る留意事項追記</p>				
損傷、劣化状態	定義																	
封-I	損傷 封じ込め時よりも石綿含有保温材又は石綿含有耐火被覆材が劣化し、損傷している。																	
封-II	通常 封じ込め時と同じ状態である。																	
損傷、劣化状態	定義																	
封-I	損傷 封じ込め時よりも石綿含有保温材又は石綿含有耐火被覆材が劣化し、損傷している。																	
封-II	通常 封じ込め時と同じ状態である。																	
	<p>※ 囲い込み材や躯体に開口部や隙間がある場合は未措置（露出）として損傷、劣化の判断を行うこと。</p>																	

旧（現行）	新（改定案）	備考（改定事項等）																																														
<p>(3) 煙突用石綿断熱材（煙突用石綿含有ライナー材を含む）</p> <p>ア 点検頻度及び点検実施者 別添2のとおりとする。 なお、点検頻度については点検を実施した専門家の意見を踏まえた上で、必要に応じて点検回数を増やす等の対応を行う。</p> <p>イ 調査手順 石綿含有の調査及び損傷、劣化状態の確認は次の(ア)及び(イ)の手順で行うこととする。</p> <p>(ア) 図面や工事の記録等から石綿含有建材の有無を確認する。</p> <p>(イ) 対象建材の損傷、劣化状態について確認する。損傷、劣化状態の確認方法については、別添3「損傷、劣化状態の確認方法等について」のとおりとする。 また、(ア)の手順により石綿含有建材の有無が判明しない場合は、別添4のとおり定性分析を行い、石綿含有建材の有無を判明させた上で、石綿含有 建材があるものについて、対象建材の損傷、劣化状態について確認する。なお、定性分析により結果が判明するまでは、石綿を含有するものとして取り扱うが、定性分析の結果、石綿含有建材ではなかった場合は、要領に沿った点検は行わずに、通常の維持管理を行うものとする。</p> <p>ウ 損傷、劣化の判断基準 損傷、劣化の判断基準については次の(ア)及び(イ)のとおりとする。なお、囲い込みを行った施設についての点検を施設職員が行う際に、判断が難しい場合には都市局建築保全課へ相談すること。</p> <p>(ア) 未措置（露出）</p> <table border="1" data-bbox="181 858 940 1257"> <thead> <tr> <th>損傷、劣化状態</th> <th>断熱材の剥落</th> <th>定義</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>I</td> <td>著しい損傷</td> <td>あり</td> <td>断熱材やライナー材が著しく損傷しており、ボイラーの稼働に支障をきたしている。</td> </tr> <tr> <td>II</td> <td>著しい劣化</td> <td>一部あり</td> <td>断熱材やライナー材の剥落が一部認められ、劣化が著しい。</td> </tr> <tr> <td>III</td> <td>劣化</td> <td>一部あり/なし</td> <td>断熱材やライナー材の剥落が一部認められ、多少劣化している。又は、剥落をはっきりとは確認できないものの、全体的に劣化している。</td> </tr> <tr> <td>IV</td> <td>一部劣化</td> <td>なし</td> <td>断熱材やライナー材の剥落が認められないものの、一部劣化している。</td> </tr> <tr> <td>V</td> <td>通常</td> <td>なし</td> <td>断熱材やライナー材の剥落がなく、劣化が認められない。</td> </tr> </tbody> </table>	損傷、劣化状態	断熱材の剥落	定義	I	著しい損傷	あり	断熱材やライナー材が著しく損傷しており、ボイラーの稼働に支障をきたしている。	II	著しい劣化	一部あり	断熱材やライナー材の剥落が一部認められ、劣化が著しい。	III	劣化	一部あり/なし	断熱材やライナー材の剥落が一部認められ、多少劣化している。又は、剥落をはっきりとは確認できないものの、全体的に劣化している。	IV	一部劣化	なし	断熱材やライナー材の剥落が認められないものの、一部劣化している。	V	通常	なし	断熱材やライナー材の剥落がなく、劣化が認められない。	<p>(3) 煙突用石綿断熱材（煙突用石綿含有ライナー材を含む）</p> <p>ア 点検頻度及び点検実施者 別添2のとおりとする。 なお、点検頻度については点検を実施した専門家の意見を踏まえた上で、必要に応じて点検回数を増やす等の対応を行う。</p> <p>イ 調査手順 石綿含有の調査及び損傷、劣化状態の確認は次の(ア)及び(イ)の手順で行うこととする。</p> <p>(ア) 図面や工事の記録等から石綿含有建材の有無を確認する。</p> <p>(イ) 対象建材の損傷、劣化状態について確認する。損傷、劣化状態の確認方法については、別添3「損傷、劣化状態の確認方法等について」のとおりとする。また、(ア)の手順により石綿含有建材の有無が判明しない場合は、別添4のとおり定性分析を行い、石綿含有建材の有無を判明させた上で、石綿含有 建材があるものについて、対象建材の損傷、劣化状態について確認する。なお、定性分析により結果が判明するまでは、石綿を含有するものとして取り扱うが、定性分析の結果、石綿含有建材ではなかった場合は、要領に沿った点検は行わずに、通常の維持管理を行うものとする。</p> <p>ウ 損傷、劣化の判断基準 損傷、劣化の判断基準については次の(ア)及び(イ)のとおりとする。なお、囲い込みを行った施設についての点検を施設職員が行う際に、判断が難しい場合には都市局建築保全課へ相談すること。</p> <p>(ア) 未措置（露出）</p> <table border="1" data-bbox="981 858 1740 1257"> <thead> <tr> <th>損傷、劣化状態</th> <th>断熱材の剥落</th> <th>定義</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>I</td> <td>著しい損傷</td> <td>あり</td> <td>断熱材やライナー材が著しく損傷しており、ボイラーの稼働に支障をきたしている。</td> </tr> <tr> <td>II</td> <td>著しい劣化</td> <td>一部あり</td> <td>断熱材やライナー材の剥落が一部認められ、劣化が著しい。</td> </tr> <tr> <td>III</td> <td>劣化</td> <td>一部あり/なし</td> <td>断熱材やライナー材の剥落が一部認められ、多少劣化している。又は、剥落をはっきりとは確認できないものの、全体的に劣化している。</td> </tr> <tr> <td>IV</td> <td>一部劣化</td> <td>なし</td> <td>断熱材やライナー材の剥落が認められないものの、一部劣化している。</td> </tr> <tr> <td>V</td> <td>通常</td> <td>なし</td> <td>断熱材やライナー材の剥落がなく、劣化が認められない。</td> </tr> </tbody> </table>	損傷、劣化状態	断熱材の剥落	定義	I	著しい損傷	あり	断熱材やライナー材が著しく損傷しており、ボイラーの稼働に支障をきたしている。	II	著しい劣化	一部あり	断熱材やライナー材の剥落が一部認められ、劣化が著しい。	III	劣化	一部あり/なし	断熱材やライナー材の剥落が一部認められ、多少劣化している。又は、剥落をはっきりとは確認できないものの、全体的に劣化している。	IV	一部劣化	なし	断熱材やライナー材の剥落が認められないものの、一部劣化している。	V	通常	なし	断熱材やライナー材の剥落がなく、劣化が認められない。	
損傷、劣化状態	断熱材の剥落	定義																																														
I	著しい損傷	あり	断熱材やライナー材が著しく損傷しており、ボイラーの稼働に支障をきたしている。																																													
II	著しい劣化	一部あり	断熱材やライナー材の剥落が一部認められ、劣化が著しい。																																													
III	劣化	一部あり/なし	断熱材やライナー材の剥落が一部認められ、多少劣化している。又は、剥落をはっきりとは確認できないものの、全体的に劣化している。																																													
IV	一部劣化	なし	断熱材やライナー材の剥落が認められないものの、一部劣化している。																																													
V	通常	なし	断熱材やライナー材の剥落がなく、劣化が認められない。																																													
損傷、劣化状態	断熱材の剥落	定義																																														
I	著しい損傷	あり	断熱材やライナー材が著しく損傷しており、ボイラーの稼働に支障をきたしている。																																													
II	著しい劣化	一部あり	断熱材やライナー材の剥落が一部認められ、劣化が著しい。																																													
III	劣化	一部あり/なし	断熱材やライナー材の剥落が一部認められ、多少劣化している。又は、剥落をはっきりとは確認できないものの、全体的に劣化している。																																													
IV	一部劣化	なし	断熱材やライナー材の剥落が認められないものの、一部劣化している。																																													
V	通常	なし	断熱材やライナー材の剥落がなく、劣化が認められない。																																													

旧（現行）	新（改定案）	備考（改定事項等）																																				
<p>(イ) 措置済み</p> <p>a 囲い込み</p> <table border="1" data-bbox="181 233 936 333"> <thead> <tr> <th colspan="2">損傷、劣化状態</th> <th>定義</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>囲-I</td> <td>損傷</td> <td>囲い込み材が損傷し、石綿含有建材が露出している。</td> </tr> <tr> <td>囲-II</td> <td>通常</td> <td>囲い込み材が安定しており、損傷は見られない。</td> </tr> </tbody> </table> <p>b 封じ込め</p> <table border="1" data-bbox="181 394 936 525"> <thead> <tr> <th colspan="2">損傷、劣化状態</th> <th>定義</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>封-I</td> <td>損傷</td> <td>封じ込め時よりも断熱材やライナー材が劣化し、損傷している。</td> </tr> <tr> <td>封-II</td> <td>通常</td> <td>封じ込め時と同じ状態である。</td> </tr> </tbody> </table>	損傷、劣化状態		定義	囲-I	損傷	囲い込み材が損傷し、石綿含有建材が露出している。	囲-II	通常	囲い込み材が安定しており、損傷は見られない。	損傷、劣化状態		定義	封-I	損傷	封じ込め時よりも断熱材やライナー材が劣化し、損傷している。	封-II	通常	封じ込め時と同じ状態である。	<p>(イ) 措置済み</p> <p>a 囲い込み</p> <table border="1" data-bbox="965 233 1720 333"> <thead> <tr> <th colspan="2">損傷、劣化状態</th> <th>定義</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>囲-I</td> <td>損傷</td> <td>囲い込み材が損傷し、石綿含有建材が露出している。</td> </tr> <tr> <td>囲-II</td> <td>通常</td> <td>囲い込み材が安定しており、損傷は見られない。</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 囲い込み材や躯体に開口部や隙間がある場合は未措置（露出）として損傷、劣化の判断を行うこと。</p> <p>b 封じ込め</p> <table border="1" data-bbox="965 394 1720 525"> <thead> <tr> <th colspan="2">損傷、劣化状態</th> <th>定義</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>封-I</td> <td>損傷</td> <td>封じ込め時よりも断熱材やライナー材が劣化し、損傷している。</td> </tr> <tr> <td>封-II</td> <td>通常</td> <td>封じ込め時と同じ状態である。</td> </tr> </tbody> </table>	損傷、劣化状態		定義	囲-I	損傷	囲い込み材が損傷し、石綿含有建材が露出している。	囲-II	通常	囲い込み材が安定しており、損傷は見られない。	損傷、劣化状態		定義	封-I	損傷	封じ込め時よりも断熱材やライナー材が劣化し、損傷している。	封-II	通常	封じ込め時と同じ状態である。	<p>・ 囲い込みに係る留意事項追記</p>
損傷、劣化状態		定義																																				
囲-I	損傷	囲い込み材が損傷し、石綿含有建材が露出している。																																				
囲-II	通常	囲い込み材が安定しており、損傷は見られない。																																				
損傷、劣化状態		定義																																				
封-I	損傷	封じ込め時よりも断熱材やライナー材が劣化し、損傷している。																																				
封-II	通常	封じ込め時と同じ状態である。																																				
損傷、劣化状態		定義																																				
囲-I	損傷	囲い込み材が損傷し、石綿含有建材が露出している。																																				
囲-II	通常	囲い込み材が安定しており、損傷は見られない。																																				
損傷、劣化状態		定義																																				
封-I	損傷	封じ込め時よりも断熱材やライナー材が劣化し、損傷している。																																				
封-II	通常	封じ込め時と同じ状態である。																																				
<p>5 改修等の措置</p>	<p>5 改修等の措置</p>																																					
<p>(1) 吹付け石綿等及び屋根用折板石綿断熱材</p>	<p>(1) 吹付け石綿等及び屋根用折板石綿断熱材</p>																																					
<p>ア 未措置（露出）</p>	<p>ア 未措置（露出）</p>																																					
<p>4 (1)ウ(ア)の損傷、劣化の判断基準における劣化状態に応じて、施設の管理者は次の表に示す「除去」、「囲い込み」又は「封じ込め」等（以下「除去等」という。）の改修等の措置を行うものとする。</p>	<p>4 (1)ウ(ア)の損傷、劣化の判断基準における劣化状態に応じて、施設の管理者は次の表に示す「除去」、「囲い込み」又は「封じ込め」等（以下「除去等」という。）の改修等の措置を行うものとする。</p>																																					
<table border="1" data-bbox="181 778 936 976"> <thead> <tr> <th colspan="2">損傷、劣化状態</th> <th>改修等の措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>I</td> <td>著しい損傷、劣化</td> <td>早急に除去等*の改修を行う。</td> </tr> <tr> <td>II</td> <td>部分的な損傷、劣化</td> <td>補修を行い、維持管理を行う。また、優先的に除去等*の改修を行う。</td> </tr> <tr> <td>III</td> <td>通常</td> <td>維持管理を行う。</td> </tr> </tbody> </table>	損傷、劣化状態		改修等の措置	I	著しい損傷、劣化	早急に除去等*の改修を行う。	II	部分的な損傷、劣化	補修を行い、維持管理を行う。また、優先的に除去等*の改修を行う。	III	通常	維持管理を行う。	<table border="1" data-bbox="965 778 1720 976"> <thead> <tr> <th colspan="2">損傷、劣化状態</th> <th>改修等の措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>I</td> <td>著しい損傷、劣化</td> <td>早急に除去等*の改修を行う。</td> </tr> <tr> <td>II</td> <td>部分的な損傷、劣化</td> <td>補修を行い、維持管理を行う。また、優先的に除去等*の改修を行う。</td> </tr> <tr> <td>III</td> <td>通常</td> <td>維持管理を行う。</td> </tr> </tbody> </table>	損傷、劣化状態		改修等の措置	I	著しい損傷、劣化	早急に除去等*の改修を行う。	II	部分的な損傷、劣化	補修を行い、維持管理を行う。また、優先的に除去等*の改修を行う。	III	通常	維持管理を行う。													
損傷、劣化状態		改修等の措置																																				
I	著しい損傷、劣化	早急に除去等*の改修を行う。																																				
II	部分的な損傷、劣化	補修を行い、維持管理を行う。また、優先的に除去等*の改修を行う。																																				
III	通常	維持管理を行う。																																				
損傷、劣化状態		改修等の措置																																				
I	著しい損傷、劣化	早急に除去等*の改修を行う。																																				
II	部分的な損傷、劣化	補修を行い、維持管理を行う。また、優先的に除去等*の改修を行う。																																				
III	通常	維持管理を行う。																																				
<p>※ 「囲い込み」及び「封じ込め」を行おうとする場合は、環境局環境対策課及び都市局建築保全課と事前に協議することとする。</p>	<p>※ 「囲い込み」及び「封じ込め」を行おうとする場合は、環境局環境対策課及び都市局建築保全課と事前に協議することとする。</p>																																					
<p>イ 措置済み</p>	<p>イ 措置済み</p>																																					
<p>(ア) 囲い込み</p>	<p>(ア) 囲い込み</p>																																					
<p>4 (1)ウ(イ) a の損傷、劣化の判断基準における劣化状態に応じて、施設の管理者は次の表に示す改修等の措置を行うものとする。</p>	<p>4 (1)ウ(イ) a の損傷、劣化の判断基準における劣化状態に応じて、施設の管理者は次の表に示す改修等の措置を行うものとする。</p>																																					
<table border="1" data-bbox="181 1161 936 1264"> <thead> <tr> <th colspan="2">損傷、劣化状態</th> <th>改修等の措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>囲-I</td> <td>損傷</td> <td>早急に囲い込み材の改修を行う。</td> </tr> <tr> <td>囲-II</td> <td>通常</td> <td>維持管理を行う。</td> </tr> </tbody> </table>	損傷、劣化状態		改修等の措置	囲-I	損傷	早急に囲い込み材の改修を行う。	囲-II	通常	維持管理を行う。	<table border="1" data-bbox="965 1161 1720 1264"> <thead> <tr> <th colspan="2">損傷、劣化状態</th> <th>改修等の措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>囲-I</td> <td>損傷</td> <td>早急に囲い込み材の改修を行う。</td> </tr> <tr> <td>囲-II</td> <td>通常</td> <td>維持管理を行う。</td> </tr> </tbody> </table>	損傷、劣化状態		改修等の措置	囲-I	損傷	早急に囲い込み材の改修を行う。	囲-II	通常	維持管理を行う。	<p>・ 囲い込みに係る留意事項追記</p>																		
損傷、劣化状態		改修等の措置																																				
囲-I	損傷	早急に囲い込み材の改修を行う。																																				
囲-II	通常	維持管理を行う。																																				
損傷、劣化状態		改修等の措置																																				
囲-I	損傷	早急に囲い込み材の改修を行う。																																				
囲-II	通常	維持管理を行う。																																				
	<p>※ 囲い込み材や躯体に開口部や隙間がある場合は未措置（露出）として損傷、劣化の判断を行うこと。</p>																																					

旧（現行）			新（改定案）			備考（改定事項等）																																																																														
<p>(イ) 封じ込め</p> <p>4 (1)ウ(イ) bの損傷、劣化の判断基準における劣化状態に応じて、施設の管理者は次の表に示す改修等の措置を行うものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">損傷、劣化状態</th> <th>改修等の措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>封-I</td> <td>損傷</td> <td>早急に除去又は封じ込めの再施工[*]等の改修を行う。</td> </tr> <tr> <td>封-II</td> <td>通常</td> <td>維持管理を行う。</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 十分な付着強度があり、再施工時及び再施工後に剥落のおそれがない場合に限る。</p> <p>■ (2) 石綿を含有する保温材及び耐火被覆材</p> <p>ア 未措置（露出）</p> <p>4 (2)ウ(7)の損傷、劣化の判断基準における劣化状態に応じて、施設の管理者は次の表に示す除去等の改修の措置を行うものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">損傷、劣化状態</th> <th>改修等の措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>I</td> <td>著しい損傷、劣化</td> <td>早急に除去等[*]の改修を行う。</td> </tr> <tr> <td>II</td> <td>部分的な損傷、劣化</td> <td>補修を行い、維持管理を行う。また、今後の計画的な除去等[*]の改修を行う。</td> </tr> <tr> <td>III</td> <td>通常</td> <td>維持管理を行う。</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 「囲い込み」及び「封じ込め」を行おうとする場合は、環境局環境対策課及び都市局建築保全課と事前に協議することとする。</p> <p>イ 措置済み</p> <p>(7) 囲い込み</p> <p>4 (2)ウ(イ) aの損傷、劣化の判断基準における劣化状態に応じて、施設の管理者は次の表に示す改修等の措置を行うものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">損傷、劣化状態</th> <th>改修等の措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>囲-I</td> <td>損傷</td> <td>早急に囲い込み材の改修を行う。</td> </tr> <tr> <td>囲-II</td> <td>通常</td> <td>維持管理を行う。</td> </tr> </tbody> </table> <p>ウ 封じ込め</p> <p>4 (2)ウ(イ) bの損傷、劣化の判断基準における劣化状態に応じて、施設の管理者は次の表に示す改修等の措置を行うものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">損傷、劣化状態</th> <th>改修等の措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>封-I</td> <td>損傷</td> <td>早急に除去又は封じ込めの再施工[*]等の改修を行う。</td> </tr> <tr> <td>封-II</td> <td>通常</td> <td>維持管理を行う。</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 十分な付着強度があり、再施工時及び再施工後に剥落のおそれがない場合に限る。</p>			損傷、劣化状態		改修等の措置		封-I	損傷	早急に除去又は封じ込めの再施工 [*] 等の改修を行う。	封-II	通常	維持管理を行う。	損傷、劣化状態		改修等の措置	I	著しい損傷、劣化	早急に除去等 [*] の改修を行う。	II	部分的な損傷、劣化	補修を行い、維持管理を行う。また、今後の計画的な除去等 [*] の改修を行う。	III	通常	維持管理を行う。	損傷、劣化状態		改修等の措置	囲-I	損傷	早急に囲い込み材の改修を行う。	囲-II	通常	維持管理を行う。	損傷、劣化状態		改修等の措置	封-I	損傷	早急に除去又は封じ込めの再施工 [*] 等の改修を行う。	封-II	通常	維持管理を行う。	<p>(イ) 封じ込め</p> <p>4 (1)ウ(イ) bの損傷、劣化の判断基準における劣化状態に応じて、施設の管理者は次の表に示す改修等の措置を行うものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">損傷、劣化状態</th> <th>改修等の措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>封-I</td> <td>損傷</td> <td>早急に除去又は封じ込めの再施工[*]等の改修を行う。</td> </tr> <tr> <td>封-II</td> <td>通常</td> <td>維持管理を行う。</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 十分な付着強度があり、再施工時及び再施工後に剥落のおそれがない場合に限る。</p> <p>■ (2) 石綿を含有する保温材及び耐火被覆材</p> <p>ア 未措置（露出）</p> <p>4 (2)ウ(7)の損傷、劣化の判断基準における劣化状態に応じて、施設の管理者は次の表に示す除去等の改修の措置を行うものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">損傷、劣化状態</th> <th>改修等の措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>I</td> <td>著しい損傷、劣化</td> <td>早急に除去等[*]の改修を行う。</td> </tr> <tr> <td>II</td> <td>部分的な損傷、劣化</td> <td>補修を行い、維持管理を行う。また、今後の計画的な除去等[*]の改修を行う。</td> </tr> <tr> <td>III</td> <td>通常</td> <td>維持管理を行う。</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 「囲い込み」及び「封じ込め」を行おうとする場合は、環境局環境対策課及び都市局建築保全課と事前に協議することとする。</p> <p>イ 措置済み</p> <p>(7) 囲い込み</p> <p>4 (2)ウ(イ) aの損傷、劣化の判断基準における劣化状態に応じて、施設の管理者は次の表に示す改修等の措置を行うものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">損傷、劣化状態</th> <th>改修等の措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>囲-I</td> <td>損傷</td> <td>早急に囲い込み材の改修を行う。</td> </tr> <tr> <td>囲-II</td> <td>通常</td> <td>維持管理を行う。</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ <u>囲い込み材や躯体に開口部や隙間がある場合は未措置（露出）として損傷、劣化の判断を行うこと。</u></p> <p>ウ 封じ込め</p> <p>4 (2)ウ(イ) bの損傷、劣化の判断基準における劣化状態に応じて、施設の管理者は次の表に示す改修等の措置を行うものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">損傷、劣化状態</th> <th>改修等の措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>封-I</td> <td>損傷</td> <td>早急に除去又は封じ込めの再施工[*]等の改修を行う。</td> </tr> <tr> <td>封-II</td> <td>通常</td> <td>維持管理を行う。</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 十分な付着強度があり、再施工時及び再施工後に剥落のおそれがない場合に限る。</p>			損傷、劣化状態		改修等の措置	封-I	損傷	早急に除去又は封じ込めの再施工 [*] 等の改修を行う。	封-II	通常	維持管理を行う。	損傷、劣化状態		改修等の措置	I	著しい損傷、劣化	早急に除去等 [*] の改修を行う。	II	部分的な損傷、劣化	補修を行い、維持管理を行う。また、今後の計画的な除去等 [*] の改修を行う。	III	通常	維持管理を行う。	損傷、劣化状態		改修等の措置	囲-I	損傷	早急に囲い込み材の改修を行う。	囲-II	通常	維持管理を行う。	損傷、劣化状態		改修等の措置	封-I	損傷	早急に除去又は封じ込めの再施工 [*] 等の改修を行う。	封-II	通常	維持管理を行う。
損傷、劣化状態		改修等の措置																																																																																		
封-I	損傷	早急に除去又は封じ込めの再施工 [*] 等の改修を行う。																																																																																		
封-II	通常	維持管理を行う。																																																																																		
損傷、劣化状態		改修等の措置																																																																																		
I	著しい損傷、劣化	早急に除去等 [*] の改修を行う。																																																																																		
II	部分的な損傷、劣化	補修を行い、維持管理を行う。また、今後の計画的な除去等 [*] の改修を行う。																																																																																		
III	通常	維持管理を行う。																																																																																		
損傷、劣化状態		改修等の措置																																																																																		
囲-I	損傷	早急に囲い込み材の改修を行う。																																																																																		
囲-II	通常	維持管理を行う。																																																																																		
損傷、劣化状態		改修等の措置																																																																																		
封-I	損傷	早急に除去又は封じ込めの再施工 [*] 等の改修を行う。																																																																																		
封-II	通常	維持管理を行う。																																																																																		
損傷、劣化状態		改修等の措置																																																																																		
封-I	損傷	早急に除去又は封じ込めの再施工 [*] 等の改修を行う。																																																																																		
封-II	通常	維持管理を行う。																																																																																		
損傷、劣化状態		改修等の措置																																																																																		
I	著しい損傷、劣化	早急に除去等 [*] の改修を行う。																																																																																		
II	部分的な損傷、劣化	補修を行い、維持管理を行う。また、今後の計画的な除去等 [*] の改修を行う。																																																																																		
III	通常	維持管理を行う。																																																																																		
損傷、劣化状態		改修等の措置																																																																																		
囲-I	損傷	早急に囲い込み材の改修を行う。																																																																																		
囲-II	通常	維持管理を行う。																																																																																		
損傷、劣化状態		改修等の措置																																																																																		
封-I	損傷	早急に除去又は封じ込めの再施工 [*] 等の改修を行う。																																																																																		
封-II	通常	維持管理を行う。																																																																																		

旧 (現行)		新 (改定案)		備考 (改定事項等)			
(3) 煙突用石綿断熱材 (煙突用石綿含有ライナー材を含む)		(3) 煙突用石綿断熱材 (煙突用石綿含有ライナー材を含む)					
ア 未措置 (露出)		ア 未措置 (露出)					
4 (3) ウ (7) の損傷、劣化の判断基準における劣化状態に応じて、施設の管理者は次に示す改修等の措置を行うものとする。詳細については(7)から(エ)に記載する。		4 (3) ウ (7) の損傷、劣化の判断基準における劣化状態に応じて、施設の管理者は次に示す改修等の措置を行うものとする。詳細については(7)から(エ)に記載する。					
損傷、劣化状態	大気測定	改修等の措置*	損傷、劣化状態	大気測定	改修等の措置*		
I	著しい損傷	(ボイラー停止後に実施)	直ちにボイラーを停止し、環境局環境対策課へ連絡。囲い込みを行った上で、早急に除去を行うよう検討する。	I	著しい損傷	(ボイラー停止後に実施)	直ちにボイラーを停止し、環境局環境対策課へ連絡。囲い込みを行った上で、早急に除去を行うよう検討する。
II	著しい劣化	1本/L超	環境局環境対策課と協議の上、決定すること。	II	著しい劣化	1本/L超	環境局環境対策課と協議の上、決定すること。
		1本/L以下	優先的に除去等*の改修を行う。			1本/L以下	優先的に除去等*の改修を行う。
III	劣化	1本/L超	環境局環境対策課と協議の上、決定すること。	III	劣化	1本/L超	環境局環境対策課と協議の上、決定すること。
		1本/L以下	維持管理を行う。また、計画的な除去等*の改修を行う。			1本/L以下	維持管理を行う。また、計画的な除去等*の改修を行う。
IV	一部劣化	—	維持管理を行う。また、計画的な除去等*の改修を検討する。	IV	一部劣化	—	維持管理を行う。また、計画的な除去等*の改修を検討する。
V	通常	—	維持管理を行う。	V	通常	—	維持管理を行う。
※ 「囲い込み」及び「封じ込め」を行おうとする場合は、環境局環境対策課及び都市局建築保全課と事前に協議することとする。		※ 「囲い込み」及び「封じ込め」を行おうとする場合は、環境局環境対策課及び都市局建築保全課と事前に協議することとする。					
(7) 著しい損傷		(7) 著しい損傷		・文言整理			
施設管理者は原則直ちにボイラーを停止し、環境局環境対策課に連絡する。また、煙突の囲い込みを行うとともに、早急に石綿含有断熱材の除去を行うよう検討する。ボイラー停止後は別添5「石綿含有断熱材を使用した煙突周辺における大気中濃度測定について」に従い、煙突周辺の大気中における濃度測定を行うこととする。なお、煙突の囲い込みについて、早急な対応が難しい場合は、囲い込みをするまで月1回以上の点検により、損傷、劣化状態の確認を行う。		施設 の 管理者は原則直ちにボイラーを停止し、環境局環境対策課に連絡する。また、煙突の囲い込みを行うとともに、早急に石綿含有断熱材の除去を行うよう検討する。ボイラー停止後は別添5「石綿含有断熱材を使用した煙突周辺における大気中濃度測定について」に従い、煙突周辺の大気中における濃度測定を行うこととする。なお、煙突の囲い込みについて、早急な対応が難しい場合は、囲い込みをするまで月1回以上の点検により、損傷、劣化状態の確認を行う。					
(イ) 著しい劣化		(イ) 著しい劣化		・文言整理			
別添5「石綿含有断熱材を使用した煙突周辺における大気中濃度測定について」に従い、煙突周辺の大気中における濃度測定を行うこととする。また、その測定結果により次のa又はbの対応を取る。		別添5「石綿含有断熱材を使用した煙突周辺における大気中濃度測定について」に従い、煙突周辺の大気中における濃度測定を行うこととする。また、その測定結果により次のa又はbの対応を取る。					
a 総繊維数濃度が1本/Lを超えた場合		a 総繊維数濃度が1本/Lを超えた場合					
環境局環境対策課と協議の上、測定結果等の状況に応じて次の(a)から(d)の対応を取り、その後の除去等の改修については施設管理者が総合的に判断する。詳細は別添1-3のとおりとする。なお、早急な改修が必要となった場合は、(7)と同様に措置を行うものとする。		環境局環境対策課と協議の上、測定結果等の状況に応じて次の(a)から(d)の対応を取り、その後の除去等の改修については施設 の 管理者が総合的に判断する。詳細は別添1-3のとおりとする。なお、早急な改修が必要となった場合は、(7)と同様に措置を行うものとする。					

旧（現行）	新（改定案）	備考（改定事項等）																		
<p>(a) 大気濃度測定 (b) 電子顕微鏡での再分析 (c) ボイラー停止 (d) ボイラー停止中の大気濃度測定</p> <p>b 総繊維数濃度が1本/L以下の場合 年に2回以上の定期点検等により、損傷、劣化の有無を引き続き確認するとともに、優先的に除去等の改修を行う。</p> <p>(g) 劣化 別添5「石綿含有断熱材を使用した煙突周辺における大気中濃度測定について」に従い、煙突周辺の大気中における濃度測定を行うこととする。また、その測定結果により次のa又はbの対応を取る。</p> <p>a 総繊維数濃度が1本/Lを超えた場合 (イ) aと同様に措置を行うものとする。</p> <p>b 総繊維数濃度が1本/L以下の場合 年に1回以上の定期点検等により、損傷、劣化の有無を引き続き確認するとともに、今後計画的に除去等の改修を行うことを検討する。</p> <p>(e) 一部劣化 年に1回以上の定期点検等により、損傷、劣化の有無を引き続き確認するとともに今後計画的に除去等の改修を行うことを検討する。</p> <p>(f) 通常 年に1回以上の定期点検等により、損傷、劣化の有無を引き続き確認する。</p> <p>イ 措置済み (7) 囲い込み 4(3)ウ(イ) aの損傷、劣化の判断基準における劣化状態に応じて、施設の管理者は次の表に示す改修等の措置を行うものとする。</p>	<p>(a) 大気濃度測定 (b) 電子顕微鏡での再分析 (c) ボイラー停止 (d) ボイラー停止中の大気濃度測定</p> <p>b 総繊維数濃度が1本/L以下の場合 年に2回以上の定期点検等により、損傷、劣化の有無を引き続き確認するとともに、優先的に除去等の改修を行う。</p> <p>(g) 劣化 別添5「石綿含有断熱材を使用した煙突周辺における大気中濃度測定について」に従い、煙突周辺の大気中における濃度測定を行うこととする。また、その測定結果により次のa又はbの対応を取る。</p> <p>a 総繊維数濃度が1本/Lを超えた場合 (イ) aと同様に措置を行うものとする。</p> <p>b 総繊維数濃度が1本/L以下の場合 年に1回以上の定期点検等により、損傷、劣化の有無を引き続き確認するとともに、今後計画的に除去等の改修を行うことを検討する。</p> <p>(e) 一部劣化 年に1回以上の定期点検等により、損傷、劣化の有無を引き続き確認するとともに今後計画的に除去等の改修を行うことを検討する。</p> <p>(f) 通常 年に1回以上の定期点検等により、損傷、劣化の有無を引き続き確認する。</p> <p>イ 措置済み (7) 囲い込み 4(3)ウ(イ) aの損傷、劣化の判断基準における劣化状態に応じて、施設の管理者は次の表に示す改修等の措置を行うものとする。</p>																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">損傷、劣化状態</th> <th>改修等の措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>囲-I</td> <td>損傷</td> <td>早急に囲い込み材の改修を行う。</td> </tr> <tr> <td>囲-II</td> <td>通常</td> <td>維持管理を行う。</td> </tr> </tbody> </table>	損傷、劣化状態		改修等の措置	囲-I	損傷	早急に囲い込み材の改修を行う。	囲-II	通常	維持管理を行う。	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">損傷、劣化状態</th> <th>改修等の措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>囲-I</td> <td>損傷</td> <td>早急に囲い込み材の改修を行う。</td> </tr> <tr> <td>囲-II</td> <td>通常</td> <td>維持管理を行う。</td> </tr> </tbody> </table>	損傷、劣化状態		改修等の措置	囲-I	損傷	早急に囲い込み材の改修を行う。	囲-II	通常	維持管理を行う。	
損傷、劣化状態		改修等の措置																		
囲-I	損傷	早急に囲い込み材の改修を行う。																		
囲-II	通常	維持管理を行う。																		
損傷、劣化状態		改修等の措置																		
囲-I	損傷	早急に囲い込み材の改修を行う。																		
囲-II	通常	維持管理を行う。																		
<p>(イ) 封じ込め 4(3)ウ(イ) bの損傷、劣化の判断基準における劣化状態に応じて、施設の管理者は次の表に示す改修等の措置を行うものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">損傷、劣化状態</th> <th>改修等の措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>封-I</td> <td>損傷</td> <td>早急に除去又は封じ込めの再施工[*]等の改修を行う。</td> </tr> <tr> <td>封-II</td> <td>通常</td> <td>維持管理を行う。</td> </tr> </tbody> </table>	損傷、劣化状態		改修等の措置	封-I	損傷	早急に除去又は封じ込めの再施工 [*] 等の改修を行う。	封-II	通常	維持管理を行う。	<p>(イ) 封じ込め 4(3)ウ(イ) bの損傷、劣化の判断基準における劣化状態に応じて、施設の管理者は次の表に示す改修等の措置を行うものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">損傷、劣化状態</th> <th>改修等の措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>封-I</td> <td>損傷</td> <td>早急に除去又は封じ込めの再施工[*]等の改修を行う。</td> </tr> <tr> <td>封-II</td> <td>通常</td> <td>維持管理を行う。</td> </tr> </tbody> </table>	損傷、劣化状態		改修等の措置	封-I	損傷	早急に除去又は封じ込めの再施工 [*] 等の改修を行う。	封-II	通常	維持管理を行う。	
損傷、劣化状態		改修等の措置																		
封-I	損傷	早急に除去又は封じ込めの再施工 [*] 等の改修を行う。																		
封-II	通常	維持管理を行う。																		
損傷、劣化状態		改修等の措置																		
封-I	損傷	早急に除去又は封じ込めの再施工 [*] 等の改修を行う。																		
封-II	通常	維持管理を行う。																		
<p>※ 十分な付着強度があり、再施工時及び再施工後に剥落のおそれがない場合に限る。</p>	<p>※ 十分な付着強度があり、再施工時及び再施工後に剥落のおそれがない場合に限る。</p>																			

旧（現行）	新（改定案）	備考（改定事項等）
<p>6 点検結果の記録、保存及び報告</p> <p>(1) 記録 施設の管理者は、点検結果については、<u>様式「調査表」(別添6)に記録しておく</u>。なお、<u>様式「調査表」への記載方法</u>については、「<u>調査表記入上の注意</u>」(別添7)に従うものとする。</p> <p>(2) 保存 施設の管理者は、対象とする石綿含有建材を除去し、また解体した後も、(1)の記録について40年間保管すること。</p> <p>(3) 報告 施設の管理者は、(1)にて記録した様式「調査表」により点検結果を各局区庶務担当課に報告する。各局区庶務担当課は局区内の取りまとめを行い、毎年4月末日までに環境局環境対策課に報告する。なお、報告する点検結果については、前年度に点検した結果とする。</p>	<p>6 点検結果の記録、保存及び報告</p> <p>(1) 記録 施設の管理者は、点検結果について、<u>アスベスト管理台帳システムに入力することにより記録する</u>。なお、<u>アスベスト管理台帳システムへの入力等の方法</u>については、「<u>アスベスト管理台帳システムの利用上の注意点</u>」(別添6)に従うものとする。<u>また、アスベスト管理台帳システムで出力可能な帳票様式及び記載例は別添7のとおり。</u></p> <p>(2) 保存 施設の管理者は、対象とする石綿含有建材を除去し、また解体した後も、(1)の記録について40年間保管すること。</p> <p>(3) 報告 施設の管理者は、(1)での<u>アスベスト管理台帳システムの入力状況</u>を各局区庶務担当課に報告する。各局区庶務担当課は局区内の<u>アスベスト管理台帳システムへの入力状況の取りまとめ</u>を行い、毎年4月末日までに環境局環境対策課に<u>各局区が所管する全ての施設の入力が完了したことを報告する</u>。なお、報告する点検結果については、前年度に点検した結果とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・アスベスト管理台帳システムの導入に伴う記載変更 ・アスベスト管理台帳システムの導入に伴う記載変更
<p>7 結果の取りまとめ</p> <p>環境局環境対策課は、各局区庶務担当課から報告を受けた結果を<u>札幌市市有施設アスベスト管理台帳</u>に取りまとめ、<u>5月末日までに環境局の電子キャビネットに掲示する</u>。</p>	<p>7 結果の取りまとめ</p> <p>環境局環境対策課は、各局区庶務担当課から<u>アスベスト管理台帳システムを介して</u>報告を受けた結果を取りまとめ、<u>札幌市アスベスト問題対策会議で取りまとめ結果の報告を行う</u>。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・アスベスト管理台帳システムの導入に係る記載変更及び取りまとめ結果の報告方法の実態に合わせた修正
<p>8 備考等</p> <p>(1) 省庁等による点検について 各施設を所管する省庁の通知等により点検、調査依頼があった場合は原則その都度関係部局において点検、調査を行うこととするが、調査内容が要領と同一の場合はこの限りではない。なお、調査内容が要領と異なる場合は、都度関係部局と環境局環境対策課で協議の上、対応を検討する。</p> <p>(2) 要領の見直しについて 要領の内容については、(1)における省庁等による点検対象等の変更のほか、年1回点検結果の取りまとめ時に施設の管理者から意見があった場合は、当該意見を考慮し、必要に応じて要領の改正について検討する。なお、要領を改正する際は、札幌市アスベスト問題対策会議において審議し、承認を得ることとする。</p>	<p>8 備考等</p> <p>(1) 省庁等による点検について 各施設を所管する省庁の通知等により点検、調査依頼があった場合は原則その都度関係部局において点検、調査を行うこととするが、調査内容が要領と同一の場合はこの限りではない。なお、調査内容が要領と異なる場合は、都度関係部局と環境局環境対策課で協議の上、対応を検討する。</p> <p>(2) 要領の見直しについて 要領の内容については、(1)における省庁等による点検対象等の変更のほか、年1回点検結果の取りまとめ時に施設の管理者から意見があった場合は、当該意見を考慮し、必要に応じて要領の改正について検討する。なお、要領を改正する際は、札幌市アスベスト問題対策会議において審議し、承認を得ることとする。</p>	
<p>9 参考資料</p> <p>別添8のとおり</p>	<p>9 参考資料</p> <p>別添8のとおり</p>	

旧（現行）	新（改定案）	備考（改定事項等）
<p>10 問い合わせ先</p> <p>(1) 本要領や調査内容、大気・室内環境濃度測定等に関すること 環境局環境都市推進部環境対策課 011-211-2882</p> <p>(2) 石綿含有建材、石綿除去工事に関すること 都市局建築部建築保全課 011-211-2811</p> <p>(3) 点検実施者の安全確保、石綿障害予防規則による届出等に関すること 札幌中央労働基準監督署 011-737-1192 (中央区・北区・南区・西区・手稲区) 札幌東労働基準監督署 011-894-2816 (東区・白石区・厚別区・豊平区・清田区)</p>	<p>10 問い合わせ先</p> <p>(1) 本要領や調査内容、大気・室内環境濃度測定等に関すること 環境局環境都市推進部環境対策課 011-211-2882</p> <p>(2) 石綿含有建材、石綿除去工事に関すること 都市局建築部建築保全課 011-211-2811</p> <p>(3) 点検実施者の安全確保、石綿障害予防規則による届出等に関すること 札幌中央労働基準監督署 011-737-1192 (中央区・北区・南区・西区・手稲区) 札幌東労働基準監督署 011-894-2816 (東区・白石区・厚別区・豊平区・清田区)</p>	
<p>11 添付資料</p> <p>別添1) 各石綿含有建材における点検フロー 1-1) 吹付け石綿等及び屋根用折板石綿断熱材点検フロー 1-2) 石綿を含有する保温材及び耐火被覆材点検フロー 1-3) 煙突用石綿断熱材（煙突用石綿含有ライナー材を含む）点検フロー 1-4) 囲い込み・封じ込めの石綿含有建材点検フロー</p> <p>別添2) 点検頻度及び点検実施者 別添3) 損傷、劣化状態の確認方法等について 別添4) 石綿含有確認のための定性分析について 別添5) 石綿含有断熱材を使用した煙突周辺における大気中濃度測定について 別添6) <u>調査表・記載例</u> <u>6-1) 調査表《吹付け石綿等、石綿含有保温材、石綿含有耐火被覆材及び屋根用折板石綿断熱材》</u> <u>6-2) 調査表《煙突用石綿断熱材（煙突用石綿含有ライナー材を含む）》</u> <u>6-3) 調査表《施設分類》</u> <u>6-4) 記載例-調査表《吹付け石綿等、石綿含有保温材、石綿含有耐火被覆材及び屋根用折板石綿断熱材》</u> <u>6-5) 記載例-調査表《煙突用石綿断熱材（煙突用石綿含有ライナー材を含む）》</u> <u>6-6) 記載例-調査表《施設分類》</u> <u>6-7) 札幌市市有施設アスベスト管理台帳登録件数（吹付け石綿等）</u> <u>6-8) 札幌市市有施設アスベスト管理台帳登録件数（石綿含有保温材等）</u> <u>6-9) 札幌市市有施設アスベスト管理台帳登録件数（煙突用石綿断熱材（煙突用石綿含有ライナー材を含む））</u></p> <p>別添7) <u>調査表記入上の注意</u> <u>7-1) 吹付け石綿等、石綿含有保温材、石綿含有耐火被覆材及び屋根用折板石綿断熱材</u> <u>7-2) 煙突用石綿断熱材（煙突用石綿含有ライナー材を含む）</u> <u>7-3) 施設分類</u> <u>7-4) 管理台帳登録件数-吹付け石綿等</u> <u>7-5) 管理台帳登録件数-石綿含有保温材・石綿含有耐火被覆材・屋根用折板</u></p>	<p>11 添付資料</p> <p>別添1) 各石綿含有建材における点検フロー 1-1) 吹付け石綿等及び屋根用折板石綿断熱材点検フロー 1-2) 石綿を含有する保温材及び耐火被覆材点検フロー 1-3) 煙突用石綿断熱材（煙突用石綿含有ライナー材を含む）点検フロー 1-4) 囲い込み・封じ込めの石綿含有建材点検フロー</p> <p>別添2) 点検頻度及び点検実施者 別添3) 損傷、劣化状態の確認方法等について 別添4) 石綿含有確認のための定性分析について 別添5) 石綿含有断熱材を使用した煙突周辺における大気中濃度測定について 別添6) <u>アスベスト管理台帳システムの使用における注意点</u></p> <p>別添7) <u>帳票様式・記載例</u> <u>7-1) 調査表《吹付け石綿等、石綿含有保温材、石綿含有耐火被覆材及び屋根用折板石綿断熱材》</u> <u>7-2) 調査表《煙突用石綿断熱材（煙突用石綿含有ライナー材を含む）》</u> <u>7-3) 点検結果《吹付け石綿等、石綿含有保温材、石綿含有耐火被覆材及び屋根用折板石綿断熱材》</u> <u>7-4) 点検結果《煙突用石綿断熱材（煙突用石綿含有ライナー材を含む）》</u></p>	<p>・アスベスト管理台帳システムの導入に伴う項目追加</p> <p>・アスベスト管理台帳システムにおける帳票様式等の追加・号整理</p>

旧（現行）	新（改定案）	備考（改定事項等）
<p data-bbox="286 177 383 197"><u>石綿断熱材</u></p> <p data-bbox="237 209 904 229"><u>7-6) 管理台帳登録件数-煙突用石綿断熱材（煙突用石綿含有ライナー材を含む）</u></p> <p data-bbox="197 384 349 405">別添8) 参考資料</p>	<p data-bbox="1028 177 1178 197"><u>7-5) 施設分類</u></p> <p data-bbox="1028 209 1671 261"><u>7-6) 調査表《札幌市市有施設アスベスト管理台帳登録件数》（吹付け石綿等）</u></p> <p data-bbox="1028 266 1688 319"><u>7-7) 調査表《札幌市市有施設アスベスト管理台帳登録件数》（石綿含有保温材・石綿含有耐火被覆材・屋根用折板石綿断熱材）</u></p> <p data-bbox="1028 323 1688 376"><u>7-8) 調査表《札幌市市有施設アスベスト管理台帳登録件数》（煙突用石綿断熱材（煙突用石綿含有ライナー材を含む））</u></p> <p data-bbox="1005 384 1158 405">別添8) 参考資料</p>	<p data-bbox="1749 177 2069 229">・アスベスト管理台帳システムにおける帳票様式等の追加・号整理</p>

旧（現行）

新（改定案）

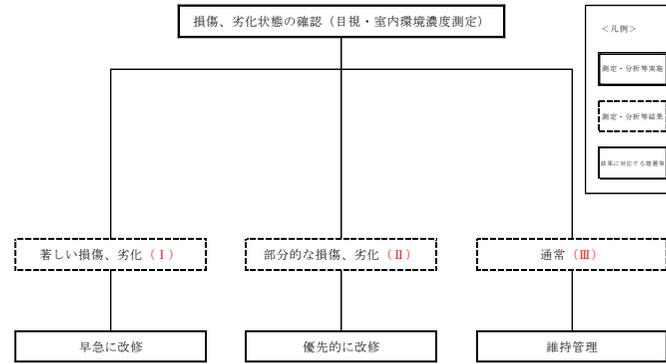
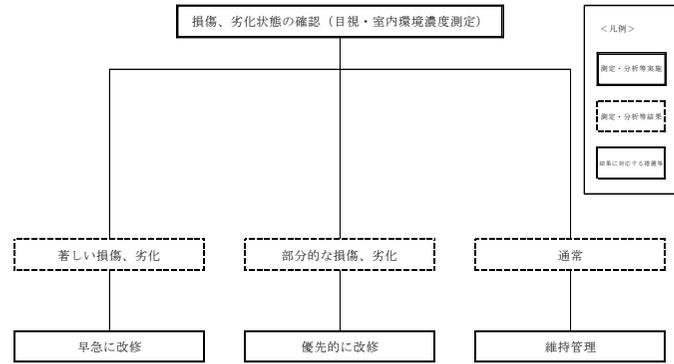
備考（改定事項等）

(別添1)

(別添1)

吹付け石綿等及び屋根用折板石綿断熱材点検フロー

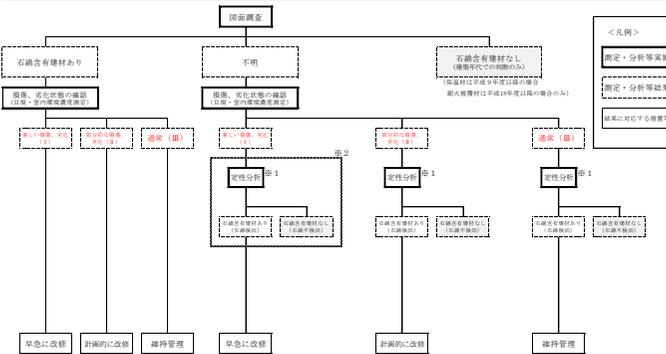
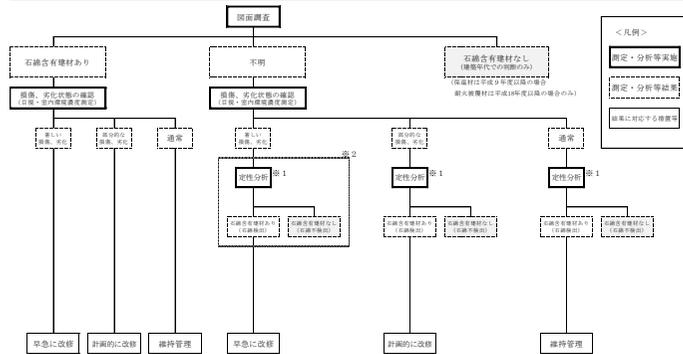
吹付け石綿等及び屋根用折板石綿断熱材点検フロー



・文言修正

石綿を含有する保温材及び耐火被覆材点検フロー

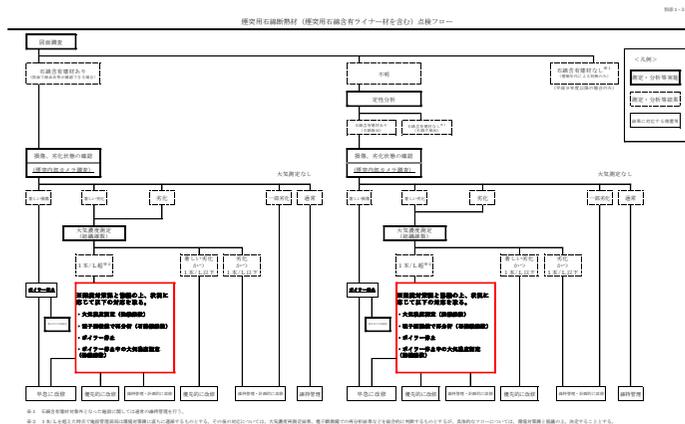
石綿を含有する保温材及び耐火被覆材点検フロー



・文言修正

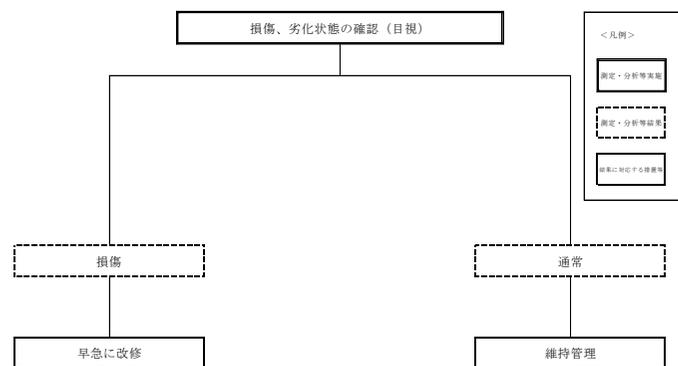
旧（現行）

(別添1)



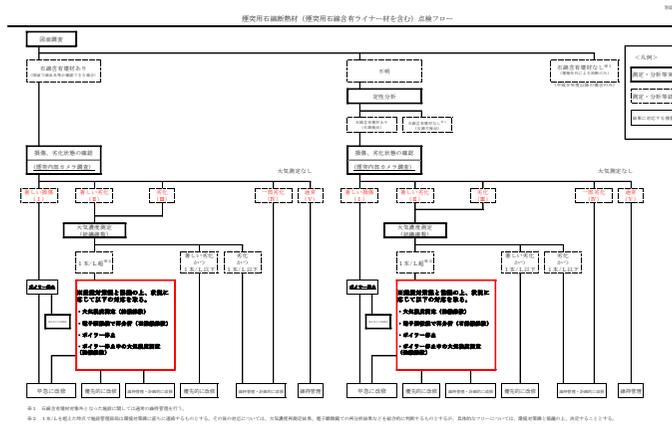
別添1-4

囲い込み・封じ込めの石綿含有建材点検フロー



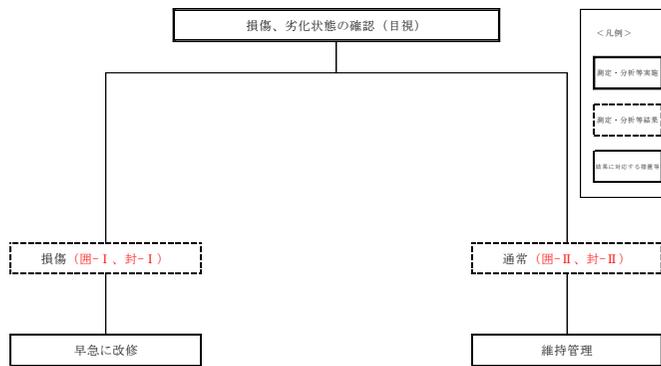
新（改正案）

(別添1)



別添1-4

囲い込み・封じ込めの石綿含有建材点検フロー



備考（改定事項等）

・ 文言整理

※フローチャート内の赤枠は、当初より着色しているものです。今回修正はありません。

・ 文言整理

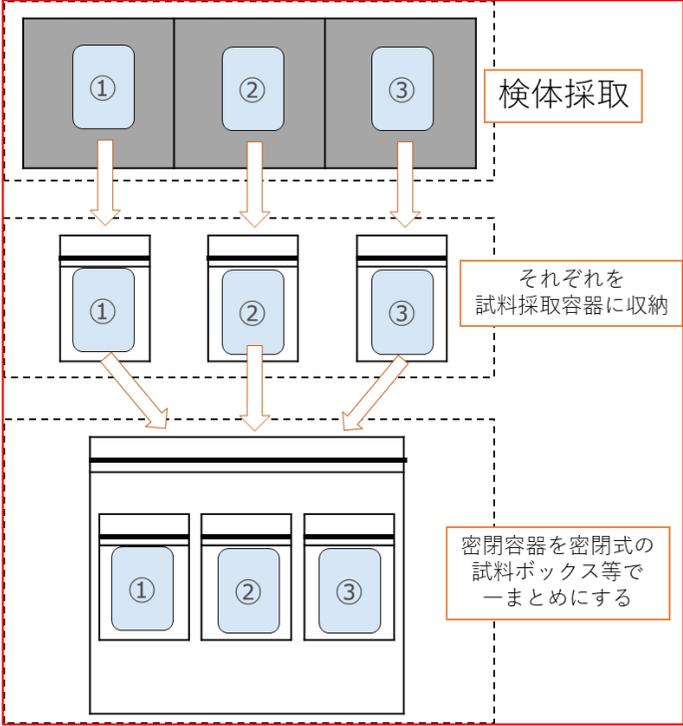
旧（現行）		新（改定案）		備考（改定事項等）
別添2 点検頻度及び点検実施者		別添2 点検頻度及び点検実施者		
1 点検頻度 各施設の点検頻度については以下のとおりとする。なお、損傷、劣化状態については、直近の点検結果を参照すること。		1 点検頻度 各施設の点検頻度については以下のとおりとする。なお、損傷、劣化状態については、直近の点検結果を参照すること。		
対象となる建材	措置の状況	改修等の措置 (損傷、劣化状態)	施設の使用頻度	点検頻度
吹付け石綿等、 屋根用折板石綿 断熱材、石綿を 含有する保温材 及び耐火被覆材	未措置（露出）	早急に改修 （Ⅰ著しい 損傷、劣化）	高	月に1回以上
			低又は不使用	年に4回以上
		優先的に改修/ 計画的に改修 （Ⅱ部分的な 損傷、劣化）	高	年に4回以上
			低又は不使用	年に2回以上
	維持管理 （Ⅲ通常）	高	年に1回以上	
		低又は不使用	年に1回以上	
措置済み（ <u>囲い込み及び封じ込め</u> ）	早急に改修 （ <u>囲-I 損傷/ 封-I 損傷</u> ）	—	月に1回以上	
	維持管理 （ <u>囲-II 通常 封-II 通常</u> ）	—	年に1回以上	
対象となる建材	措置の状況	改修等の措置 (損傷、劣化状態)	施設の使用頻度	点検頻度
吹付け石綿等、 屋根用折板石綿 断熱材、石綿を 含有する保温材 及び耐火被覆材	未措置（露出）	早急に改修 （Ⅰ著しい 損傷、劣化）	高	月に1回以上
			低又は不使用	年に4回以上
		優先的に改修/ 計画的に改修 （Ⅱ部分的な 損傷、劣化）	高	年に4回以上
			低又は不使用	年に2回以上
	維持管理 （Ⅲ通常）	高	年に1回以上	
		低又は不使用	年に1回以上	
措置済み（ <u>囲い込み及び封じ込め</u> ）	早急に改修 （ <u>囲-I 損傷/ 封-I 損傷</u> ）	—	月に1回以上	
	維持管理 （ <u>囲-II 通常 封-II 通常</u> ）	—	年に1回以上	
対象となる建材	措置の状況	改修等の措置 (損傷、劣化状態)	施設の使用頻度	点検頻度
煙突用石綿断熱 材（煙突用石綿 含有ライナー材 を含む）	未措置（露出）	早急に改修 （Ⅰ著しい損傷/ Ⅱ著しい劣化かつ1本/L超 ^{※1} / Ⅲ劣化かつ1本/L超 ^{※1} ）	高	月に1回以上
			低又は不使用	年に2回以上
		優先的に改修 （Ⅱ著しい劣化かつ1本/L以下/ Ⅲ劣化かつ1本/L超 ^{※1} ）	高	年に2回以上
			低又は不使用	年に1回以上
	計画的に改修/維持管理 （Ⅲ劣化かつ1本/L超 ^{※1} / Ⅲ劣化かつ1本/L以下/ Ⅳ一部劣化/V通常/）	高	年に1回以上	
		低又は不使用	年に1回以上	
措置済み（ <u>囲い込み及び封じ込め</u> ）	早急に改修 （ <u>囲-I 損傷/封-I 損傷</u> ）	—	月に1回以上	
	維持管理 （ <u>囲-I 損傷/封-I 損傷</u> ）	—	年に1回以上	
対象となる建材	措置の状況	改修等の措置 (損傷、劣化状態)	施設の使用頻度	点検頻度
煙突用石綿断熱 材（煙突用石綿 含有ライナー材 を含む）	未措置（露出）	早急に改修 （Ⅰ著しい損傷/ Ⅱ著しい劣化かつ1本/L超 ^{※1} / Ⅲ劣化かつ1本/L超 ^{※1} ）	高	月に1回以上
			低又は不使用	年に2回以上
		優先的に改修 （Ⅱ著しい劣化かつ1本/L以下/ Ⅲ劣化かつ1本/L超 ^{※1} ）	高	年に2回以上
			低又は不使用	年に1回以上
	計画的に改修/維持管理 （Ⅲ劣化かつ1本/L超 ^{※1} / Ⅲ劣化かつ1本/L以下/ Ⅳ一部劣化/V通常/）	高	年に1回以上	
		低又は不使用	年に1回以上	
措置済み（ <u>囲い込み及び封じ込め</u> ）	早急に改修 （ <u>囲-I 損傷/封-I 損傷</u> ）	—	月に1回以上	
	維持管理 （ <u>囲-II 通常/封-II 通常</u> ）	—	年に1回以上	
※1 環境対策課と協議の上、状況に応じて決定する。		※1 環境対策課と協議の上、状況に応じて決定する。		・体裁の調整
				・体裁の調整
				・体裁の調整

旧（現行）	新（改定案）	備考（改定事項等）																																			
<p>2 点検実施者</p> <p>点検の実施については各施設の管理者が責任を有し、その実施者については以下のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="181 268 893 580"> <thead> <tr> <th>対象となる建材</th> <th>措置の状況</th> <th>点検実施者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">吹付け石綿等及び屋根用折板石綿断熱材</td> <td>未措置（露出）</td> <td rowspan="2">施設職員^{※2}、委託業者^{※3} 又は専門家^{※4}</td> </tr> <tr> <td>措置済み（囲い込み及び封じ込め）</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">石綿を含有する保温材及び耐火被覆材</td> <td>未措置（露出）</td> <td rowspan="2">施設職員^{※2}、委託業者^{※3} 又は専門家^{※4}</td> </tr> <tr> <td>措置済み（囲い込み及び封じ込め）</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">煙突用石綿断熱材（煙突用石綿含有ライナー材を含む）</td> <td>未措置（露出）</td> <td rowspan="2">専門家^{※4}</td> </tr> <tr> <td>措置済み（封じ込め）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>措置済み（囲い込み）</td> <td>施設職員^{※2}、委託業者^{※3} 又は専門家^{※4}</td> </tr> </tbody> </table> <p>※2 施設職員とは施設を所管する職員又は施設を管理する職員のことをいう。</p> <p>※3 委託業者とは、施設の所管部局から委託を受けて点検等を実施する業者のことをいう。</p> <p>※4 専門家とは、「建築物石綿含有建材調査者講習登録規程」（平成30年10月23日告示）により厚生労働省に登録された機関が行う講習を修了した特定建築物石綿含有建材調査者及び建築物石綿含有建材調査者並びに日本アスベスト調査診断協会に登録された者のいずれかの有資格者のことをいう。</p>	対象となる建材	措置の状況	点検実施者	吹付け石綿等及び屋根用折板石綿断熱材	未措置（露出）	施設職員 ^{※2} 、委託業者 ^{※3} 又は専門家 ^{※4}	措置済み（囲い込み及び封じ込め）	石綿を含有する保温材及び耐火被覆材	未措置（露出）	施設職員 ^{※2} 、委託業者 ^{※3} 又は専門家 ^{※4}	措置済み（囲い込み及び封じ込め）	煙突用石綿断熱材（煙突用石綿含有ライナー材を含む）	未措置（露出）	専門家 ^{※4}	措置済み（封じ込め）		措置済み（囲い込み）	施設職員 ^{※2} 、委託業者 ^{※3} 又は専門家 ^{※4}	<p>2 点検実施者</p> <p>点検の実施については各施設の管理者が責任を有し、その実施者については以下のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="974 268 1733 687"> <thead> <tr> <th>対象となる建材</th> <th>措置の状況</th> <th>点検実施者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">吹付け石綿等及び屋根用折板石綿断熱材</td> <td>未措置（露出）</td> <td rowspan="2">施設職員^{※2}、委託業者^{※3} 又は専門家^{※4}</td> </tr> <tr> <td>措置済み（囲い込み及び封じ込め）</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">石綿を含有する保温材及び耐火被覆材</td> <td>未措置（露出）</td> <td rowspan="2">施設職員^{※2}、委託業者^{※3} 又は専門家^{※4}</td> </tr> <tr> <td>措置済み（囲い込み及び封じ込め）</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">煙突用石綿断熱材（煙突用石綿含有ライナー材を含む）</td> <td>未措置（露出）</td> <td rowspan="2">専門家^{※4}</td> </tr> <tr> <td>措置済み（封じ込め）</td> </tr> <tr> <td>措置済み（囲い込み）</td> <td>施設職員^{※2}、委託業者^{※3} 又は専門家^{※4}</td> </tr> </tbody> </table> <p>※2 施設職員とは施設を所管する職員又は施設を管理する職員のことをいう。</p> <p>※3 委託業者とは、施設の所管部局から委託を受けて点検等を実施する業者のことをいう。</p> <p>※4 専門家とは、「建築物石綿含有建材調査者講習登録規程」（平成30年10月23日告示、令和2年7月1日一部改正）により厚生労働省に登録された機関が行う講習を修了した特定建築物石綿含有建材調査者及び一般建築物石綿含有建材調査者並びに日本アスベスト調査診断協会に登録された者のいずれかの有資格者のことをいう。なお、一戸建ての住宅及び共同住宅（長屋を含み、店舗併用住宅は含まれない。）の住戸の内部（住戸の専有部分を指し、内部以外の部分（ベランダ、廊下等共用部分）は含まれない。）のみを点検の対象とする場合は、「建築物石綿含有建材調査者講習登録規程」（平成30年10月23日告示）により厚生労働省に登録された機関が行う講習を修了した一戸建て等建築物石綿含有建材調査者を含む。</p>	対象となる建材	措置の状況	点検実施者	吹付け石綿等及び屋根用折板石綿断熱材	未措置（露出）	施設職員 ^{※2} 、委託業者 ^{※3} 又は専門家 ^{※4}	措置済み（囲い込み及び封じ込め）	石綿を含有する保温材及び耐火被覆材	未措置（露出）	施設職員 ^{※2} 、委託業者 ^{※3} 又は専門家 ^{※4}	措置済み（囲い込み及び封じ込め）	煙突用石綿断熱材（煙突用石綿含有ライナー材を含む）	未措置（露出）	専門家 ^{※4}	措置済み（封じ込め）	措置済み（囲い込み）	施設職員 ^{※2} 、委託業者 ^{※3} 又は専門家 ^{※4}	<p>・ 体裁の調整</p> <p>・ 建築物石綿含有建材調査者講習登録規定の改正に伴う規定整備</p>
対象となる建材	措置の状況	点検実施者																																			
吹付け石綿等及び屋根用折板石綿断熱材	未措置（露出）	施設職員 ^{※2} 、委託業者 ^{※3} 又は専門家 ^{※4}																																			
	措置済み（囲い込み及び封じ込め）																																				
石綿を含有する保温材及び耐火被覆材	未措置（露出）	施設職員 ^{※2} 、委託業者 ^{※3} 又は専門家 ^{※4}																																			
	措置済み（囲い込み及び封じ込め）																																				
煙突用石綿断熱材（煙突用石綿含有ライナー材を含む）	未措置（露出）	専門家 ^{※4}																																			
	措置済み（封じ込め）																																				
	措置済み（囲い込み）	施設職員 ^{※2} 、委託業者 ^{※3} 又は専門家 ^{※4}																																			
対象となる建材	措置の状況	点検実施者																																			
吹付け石綿等及び屋根用折板石綿断熱材	未措置（露出）	施設職員 ^{※2} 、委託業者 ^{※3} 又は専門家 ^{※4}																																			
	措置済み（囲い込み及び封じ込め）																																				
石綿を含有する保温材及び耐火被覆材	未措置（露出）	施設職員 ^{※2} 、委託業者 ^{※3} 又は専門家 ^{※4}																																			
	措置済み（囲い込み及び封じ込め）																																				
煙突用石綿断熱材（煙突用石綿含有ライナー材を含む）	未措置（露出）	専門家 ^{※4}																																			
	措置済み（封じ込め）																																				
	措置済み（囲い込み）	施設職員 ^{※2} 、委託業者 ^{※3} 又は専門家 ^{※4}																																			

旧（現行）	新（改定案）	備考（改定事項等）
<p style="text-align: right;">別添3</p> <p style="text-align: center;">損傷、劣化状態の確認方法等について</p> <p>1 吹付け石綿等及び屋根用折板石綿断熱材</p> <p>(1) 確認方法</p> <p>吹付け石綿等の吹付け材及び屋根用折板石綿断熱材を使用している箇所について目視点検を行う。</p> <p>(2) 点検に際しての注意事項等</p> <p>ア 目視点検を行う際は、原則呼吸用保護具及び作業衣を着用することとし、吹付け材や屋根用折板断熱材には決して触れないこと。呼吸用保護具は粒子捕集効率95.0%以上とする。</p> <p>イ 囲い込み材及び封じ込め状況を点検する際には、周囲に石綿を飛散させることのないように慎重に確認するものとする。</p> <p>2 石綿を含有する保温材及び耐火被覆材</p> <p>(1) 確認方法</p> <p>石綿を含有する保温材及び耐火被覆材を使用している箇所について目視点検を行う。</p> <p>(2) 点検に際しての注意事項等</p> <p>ア 目視点検を行う際は、原則呼吸用保護具及び作業衣を着用することとし、石綿を含有する保温材及び耐火被覆材には触れないこと。呼吸用保護具は粒子捕集効率95.0%以上とする。</p> <p>イ 石綿を含有する保温材の保護材、囲い込み材及び封じ込め状況を点検する際には、周囲に石綿を飛散させることのないように慎重に確認するものとする。</p> <p>3 煙突用石綿断熱材（煙突用石綿含有ライナー材を含む）</p> <p>(1) 囲い込みをしていない煙突</p> <p>ア 確認方法</p> <p>煙突用石綿断熱材（煙突用石綿含有ライナー材を含む）の確認は、次の(ア)又は(イ)にて行う。ただし、煙突用石綿断熱材（煙突用石綿含有ライナー材を含む）全体の損傷、劣化状況の詳細な把握が必要であることから、過年度の調査も含めて少なくとも1回は(イ)に記載するファイバースコープ等を使用した煙道全体の調査を行うものとする。</p>	<p style="text-align: right;">別添3</p> <p style="text-align: center;">損傷、劣化状態の確認方法等について</p> <p>1 吹付け石綿等及び屋根用折板石綿断熱材</p> <p>(1) 確認方法</p> <p>吹付け石綿等の吹付け材及び屋根用折板石綿断熱材を使用している箇所について目視点検を行う。</p> <p>(2) 点検に際しての注意事項等</p> <p>ア 目視点検を行う際は、原則呼吸用保護具及び作業衣を着用することとし、吹付け材や屋根用折板断熱材には決して触れないこと。呼吸用保護具は粒子捕集効率95.0%以上とする。</p> <p>イ 囲い込み材及び封じ込め状況を点検する際には、周囲に石綿を飛散させることのないように慎重に確認するものとする。</p> <p><u>ウ 囲い込み済みと整理している箇所については、囲い込み材の損傷、劣化状態を確認するほか、石綿含有建材が板状材料等で完全に覆うことによって密閉されている（囲い込み材や躯体に開口部*や隙間がない）ことを確認するものとする。</u></p> <p>※ 通常の使用時において隙間なく閉じることができる点検口等を除く</p> <p>2 石綿を含有する保温材及び耐火被覆材</p> <p>(1) 確認方法</p> <p>石綿を含有する保温材及び耐火被覆材を使用している箇所について目視点検を行う。</p> <p>(2) 点検に際しての注意事項等</p> <p>ア 目視点検を行う際は、原則呼吸用保護具及び作業衣を着用することとし、石綿を含有する保温材及び耐火被覆材には触れないこと。呼吸用保護具は粒子捕集効率95.0%以上とする。</p> <p>イ 石綿を含有する保温材の保護材、囲い込み材及び封じ込め状況を点検する際には、周囲に石綿を飛散させることのないように慎重に確認するものとする。</p> <p><u>ウ 囲い込み済みと整理している箇所については、囲い込み材の損傷、劣化状態を確認するほか、石綿含有建材が板状材料等で完全に覆うことによって密閉されている（囲い込み材や躯体に開口部*や隙間がない）ことを確認するものとする。</u></p> <p>※ 通常の使用時において隙間なく閉じることができる点検口等を除く</p> <p>3 煙突用石綿断熱材（煙突用石綿含有ライナー材を含む）</p> <p>(1) 囲い込みをしていない煙突</p> <p>ア 確認方法</p> <p>煙突用石綿断熱材（煙突用石綿含有ライナー材を含む）の確認は、次の(ア)又は(イ)にて行う。ただし、煙突用石綿断熱材（煙突用石綿含有ライナー材を含む）全体の損傷、劣化状況の詳細な把握が必要であることから、過年度の調査も含めて少なくとも1回は(イ)に記載するファイバースコープ等を使用した煙道全体の調査を行うものとする。</p>	<p>・ 囲い込み工法に係る留意事項追記</p> <p>・</p> <p>・ 囲い込み工法に係る留意事項追記</p>

旧（現行）	新（改定案）	備考（改定事項等）
<p>(ア) 煙突上部（排出口）及び煙突下部（灰出し口等）から、それぞれデジタルカメラ等による、損傷、劣化状況についての確認を行う。また、点検口については剥落物等の有無についても確認を行う。</p> <p>(イ) 煙突上部（排出口）からファイバースコープ等を使用した煙道全体の、損傷、劣化状況についての確認を行う。</p> <p>イ 点検に際する注意事項等</p> <p>(ア) 点検は、ボイラー等の使用を停止した状態で行うなど、安全面を考慮した上で行うこと。</p> <p>(イ) 下部点検口において剥落物等を確認する際には、状況に応じて労働者のばく露防止措置や環境中への飛散防止措置を取るなど、剥落物等が飛散しないように慎重に確認するよう、建築物石綿含有建材調査者等の専門家に指示するものとする。</p> <p>(ウ) 点検を行う際は、点検を行う者がばく露しないよう、呼吸用保護具及び保護衣（作業衣）を着用させることとし、また、定性分析による試料採取等を除き、周囲に石綿を飛散させることのないよう、断熱材には一切触れないよう指示すること。呼吸用保護具は粒子捕集効率95.0%以上とする。</p> <p>(2) 囲い込み済みの煙突</p> <p>ア 確認方法</p> <p>煙突用石綿断熱材（煙突用石綿含有ライナー材を含む）の囲い込み材について目視点検を行う。</p> <p>イ 点検に際しての注意事項等</p> <p>囲い込み材を点検する際には、囲い込み材自体を損傷させ、周囲に石綿を飛散させることのないように慎重に確認するものとする。また、高所作業となる場合には、安全帯の着用や適切な足場の設置など、安全面に留意すること。</p>	<p>(ア) 煙突上部（排出口）及び煙突下部（灰出し口等）から、それぞれデジタルカメラ等による、損傷、劣化状況についての確認を行う。また、点検口については剥落物等の有無についても確認を行う。</p> <p>(イ) 煙突上部（排出口）からファイバースコープ等を使用した煙道全体の、損傷、劣化状況についての確認を行う。</p> <p>イ 点検に際する注意事項等</p> <p>(ア) 点検は、ボイラー等の使用を停止した状態で行うなど、安全面を考慮した上で行うこと。</p> <p>(イ) 下部点検口において剥落物等を確認する際には、状況に応じて労働者のばく露防止措置や環境中への飛散防止措置を取るなど、剥落物等が飛散しないように慎重に確認するよう、建築物石綿含有建材調査者等の専門家に指示するものとする。</p> <p>(ウ) 点検を行う際は、点検を行う者がばく露しないよう、呼吸用保護具及び保護衣（作業衣）を着用させることとし、また、定性分析による試料採取等を除き、周囲に石綿を飛散させることのないよう、断熱材には一切触れないよう指示すること。呼吸用保護具は粒子捕集効率95.0%以上とする。</p> <p>(2) 囲い込み済みの煙突</p> <p>ア 確認方法</p> <p>煙突用石綿断熱材（煙突用石綿含有ライナー材を含む）の囲い込み材について目視点検を行う。</p> <p>イ 点検に際しての注意事項等</p> <p>囲い込み材を点検する際には、囲い込み材自体を損傷させ、周囲に石綿を飛散させることのないように慎重に確認するものとする。また、高所作業となる場合には、安全帯の着用や適切な足場の設置など、安全面に留意すること。</p> <p><u>また、囲い込み材の損傷、劣化状態を確認するほか、石綿含有建材が板状材料等で完全に覆うことによって密閉されている（囲い込み材や躯体に開口部[※]や隙間がない）ことを確認するものとする。</u></p> <p>※ <u>通常の使用時において隙間なく閉じることができる点検口等を除く</u></p>	<p>・ 囲い込み工法に係る留意事項追記</p>

旧（現行）	新（改定案）	備考（改定事項等）
<p style="text-align: right;">別添 4</p> <p style="text-align: center;">石綿含有確認のための定性分析について</p> <p>1 分析方法について 「建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル」（2014年6月、環境省水・大気環境局大気環境課）及び「アスベスト分析マニュアル」（1.20版）（平成30年3月、厚生労働省）に記載された方法に準拠して試料採取を行い、JIS A 1481-1 又は JIS A 1481-2 に基づき定性分析を行う。</p> <p>2 実施者 定性分析の実施にあたっては、試料の採取から分析まで専門の業者に委託すること。なお、分析に関しては、次に示す(1)又は(2)に該当する、十分な経験及び必要な能力を有する者がいる分析機関に依頼することが望ましい。</p> <p>(1) 公益社団法人日本作業環境測定協会が実施する「石綿分析技術の<u>評価事業</u>（石綿分析に係るクロスチェック事業）」により認定されるAランク、<u>Bランクの認定分析技術者</u></p> <p>(2) 一般社団法人日本環境測定分析協会が実施する「アスベスト偏光顕微鏡実技研修修了者」<u>若しくは「アスベスト偏光顕微鏡インストラクター」である者</u></p> <p>3 業務委託時の試料採取における注意点 (1) 採取者は、石綿に関し一定の知見を有し、的確な判断ができるなど、石綿の試料採取に対する十分な知識を有すること。 (2) 採取者は「一新石綿技術指针对応版－石綿粉じんへのばく露防止マニュアル」（建設業労働災害防止協会）に記載されたマスク、防護服等を着用するなど、粉じんを吸入しないようにすること。 (3) 採取時には水又は飛散抑制剤にて湿潤化を行い、採取後には建築基準法第37条により認定された飛散防止剤を噴霧するなど、周囲に粉じんを飛散させないような措置をとること。 (4) 採取中は関係者以外の者が近くに寄れないような措置をとること。 (5) 採取容器 <u>については未使用のもの</u>を使用するなど、他の試料等が混入しないように留意すること。 (6) 試料採取にあたっては、施工部位の3か所以上から採取し、それぞれを試料採取容器に密閉したうえで、1まとめとして試料とすること。 (7) 吹付け石綿等及び石綿含有保温材の試料採取においては下地まで貫通して採取、煙突用石綿断熱材の試料採取においては下地に接するまで採取すること。なお、ライナー材がある場合には、断熱材と分離して各々採取すること。</p>	<p style="text-align: right;">別添 4</p> <p style="text-align: center;">石綿含有確認のための定性分析について</p> <p>1 分析方法について 「建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル」（2014年6月、環境省水・大気環境局大気環境課）及び「アスベスト分析マニュアル」（1.20版）（平成30年3月、厚生労働省）に記載された方法に準拠して試料採取を行い、JIS A 1481-1 又は JIS A 1481-2 に基づき定性分析を行う。</p> <p>2 実施者 定性分析の実施にあたっては、試料の採取から分析まで専門の業者に委託すること。なお、分析に関しては、次に示す(1)～(5)に該当する、十分な経験及び必要な能力を有する者がいる分析機関に依頼することが望ましい。 <u>(1) 令和2年厚生労働省告示第277号で定める分析調査講習を受講し、修了考査に合格した者</u> <u>(2) 公益社団法人日本作業環境測定協会が実施する「石綿分析技術評価事業（旧称：石綿分析に係るクロスチェック事業）」により認定されるAランク又はBランクの認定分析技術者（評価区分1及び2における合格認定認定技術者を含む）</u> <u>(3) 一般社団法人日本環境測定分析協会が実施する「アスベスト偏光顕微鏡実技研修（建材定性分析エキスパートコース）」の修了者</u> <u>(4) 一般社団法人日本環境測定分析協会に登録されている「建材中のアスベスト定性分析技能試験（技術者対象）合格者」</u> <u>(5) 一般社団法人日本環境測定分析協会に登録されている「アスベスト分析法委員会認定 JEMCA インストラクター」</u></p> <p>3 業務委託時の試料採取における注意点 (1) 採取者は、石綿に関し一定の知見を有し、的確な判断ができるなど、石綿の試料採取に対する十分な知識を有すること。 (2) 採取者は「一新石綿技術指针对応版－石綿粉じんへのばく露防止マニュアル」（建設業労働災害防止協会）に記載されたマスク、防護服等を着用するなど、粉じんを吸入しないようにすること。 (3) 採取時には水又は飛散抑制剤にて湿潤化を行い、採取後には建築基準法第37条により認定された飛散防止剤を噴霧するなど、周囲に粉じんを飛散させないような措置をとること。 (4) 採取中は関係者以外の者が近くに寄れないような措置をとること。 (5) 採取容器 <u>は未使用品</u>を使用するなど、他の試料等が混入しないようにすること。 (6) 試料採取にあたっては、<u>別図のように</u>施工部位の3か所以上から採取し、それぞれを試料採取容器に密閉したうえで、<u>密閉式試料ボックス等に</u>1まとめにすること。 (7) 吹付け石綿等及び石綿含有保温材の試料採取においては下地まで貫通して採取、煙突用石綿断熱材の試料採取においては下地に接するまで採取すること。なお、ライナー材がある場合には、断熱材と分離して各々採取すること。</p>	<p>・石綿障害予防規則の改正、認定・研修制度の変更に伴う項目の追加、名称の変更</p> <p>・文言整理</p> <p>・イメージ図を引用</p> <p>・文言整理</p>

旧（現行）	新（改定案）	備考（改定事項等）
<p>(別添5 省略)</p>	<p>(別添4)</p> <p><u>【別図：試料採取方法 イメージ】</u></p>  <p>(別添5 現行のとおり)</p>	<p>・試料採取方法のイメージ図の追加</p>

旧（現行）	新（改定案）	備考（改定事項等）
<p><u>(別添6 調査票・記載例 全て削除)</u></p>	<p style="text-align: right;"><u>別添6</u></p> <p style="text-align: center;"><u>アスベスト管理台帳システムの利用上の注意点</u></p> <p><u>1 システムの機能概要</u> <u>本システムの主な機能は以下のとおり。</u></p> <p><u>①「管理台帳」機能</u> <u>施設の基本情報や部位（部屋）ごとの建材使用状況等の登録・閲覧・編集を行う。施設の管理者（所管課）や各局庶務担当課は本機能を用いて、点検結果の入力を行う。</u></p> <p><u>②「帳票出力」機能</u> <u>システムに登録された内容を様々な様式で出力することができる。従来の Excel 台帳と同様の様式が出力できることに加え、施設ごとの点検結果の履歴、点検結果ごとに分類された登録件数のツリー図等が出力できる（出力様式は別添7のとおり。）。</u></p> <p><u>③「環境対策課への報告」機能</u> <u>施設の管理者等が入力した点検結果を環境対策課に報告する際に利用する。本機能は報告担当課（各局区庶務担当課）のみの利用となる。</u></p> <p><u>2 点検結果の記録・報告の流れ</u></p> <p><u>① 環境対策課より、各局区に管理台帳の更新（点検結果の記録）が依頼される。</u></p> <p><u>② 施設の管理者（所管課）や各局庶務担当課が、「管理台帳」機能を用いて、点検結果の入力を行う（入力担当部局の割り振りや取りまとめ方法は原局に委ねる。）。</u></p> <p><u>③ 全ての点検結果を入力後、報告担当課（各局区庶務担当課）が「環境対策課への報告」機能を用いて、環境対策課へ更新内容を回答する。</u></p> <p><u>④ 更新内容を環境対策課が確認し、疑義の解消等を経て、管理台帳の更新を完了する。</u></p> <p><u>※ システムの詳細な操作方法については、別途整備した「アスベスト管理台帳システム 操作マニュアル」を参照すること。</u></p> <p><u>3 システム利用上の注意点</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>・本システムはイントラネット上でのみ利用可能である。イントラネット外の機関（指定管理者等）から回答を得る場合、「帳票出力」機能で出力した Excel ファイルを提供し、回答の取りまとめ等により、対応すること。</u> <u>・システム化により、記入内容の一部リスト選択化、入力内容のチェック機能の実装等が行われ、入力制限が広く設けられたことから、従来どおりの入力ができない場面が生じる。その際は、「アスベスト管理台帳システム 操作マニュアル」の参照、環境対策課への問い合わせ等により適切な入力を行うこと。</u> <u>・従来の台帳をシステムへ移行する際、表記が変更されている部分があるため、システムへの登録状況がこれまでの台帳の内容と異なる場合は適宜修正すること（※移行後データは事前に各局区に確認済み）。また、従来の Excel 台帳から強制的にシステムにデータ移行している部分があるため、移行された内容がシステム上は不適切な記載内容であり、台帳の更新時等にエラー判定となる場合がある。その場合も適宜、内容を修正すること。</u> <u>・システムへの登録内容の削除は原則禁止とする。誤って削除してしまった場合や、削除したい情報が生じた場合は環境対策課に相談すること。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・アスベスト管理台帳システムの導入に伴う項目追加

旧 (現行)

(別添7 調査表記入上の注意 全て削除)

新 (改定案)

別添7-1

備考 (改定事項等)

・アスベスト管理台帳システムにおける様式等の追加・号整理

〇〇局(区) 〇〇年度報告		〇〇年度末現在															
【調査表《吹付け石綿等、石綿含有保温材、石綿含有耐火被覆材及び屋根用折板石綿断熱材》】																	
除去 状況(部位)	除去 年月	アスベスト 含有率(%)	調査 区分	調査 番号	調査 場所	調査 対象	調査 対象 名称	調査 対象 種別	調査 対象 用途	調査 対象 面積 (㎡)	調査 対象 年月	調査 対象 用途 (名称)	調査 対象 用途 (名称)	調査 対象 用途 (名称)	調査 対象 用途 (名称)	調査 対象 用途 (名称)	調査 対象 用途 (名称)
除去済			1	1	A住宅	第	X線VT目	職員住宅	耐火	100	1910年11月	1層-4階間断室	天井	100	吹付け石綿	ひん	
除去済			2	2	B支店	第	X線VT目	事務所	耐火	200	1911年11月	2階物入れ	天井	200	吹付け石綿	ひん	
除去済			4	3	C公宅	第	X線VT目	公舎	耐火	300	1912年11月	金207廊下	天井	300	吹付け石綿	ひん	
			5	4	D公民館	北	X線VT目	公民館	耐火	400	1913年11月	階段室	船窓	400	保温材		
			6	5	E事務所	中央	X線VT目	事務所	耐火	100	1914年11月	廊下	壁紙	100	保温材		
			7	6	F保養庫	養子	X線VT目	保養施設	耐火	500	2015年1月	1-3階フロア	床	100	レベコ3種材	レベコ	

別添7-1

Q		R			S	
調査等による調査		定性分析による調査			今後の定性分析による調査計画	
調査年月	調査結果	調査者	分析結果 判明年月	対象物質	調査結果	予定年月
不明	不明(みなし)	施設職員				
2015年4月	含有有り(設計図書から判断)	施設職員				
不明	含有有り	施設職員				
2010年10月	不明(みなし)	施設職員				
不明	含有有り	施設職員	2015年 7月	6物質	含有有り(78.9% 1.3%含有)	
不明	不明	施設職員	2015年 7月	6物質	含有有り(77.7% 0.1-5.6%含有)	

T	U	V						W				
使用 頻度	露出 状況	今年度の点検						過去の点検				
		1		2		3		4				
	点検頻度	点検年月	点検方法	点検実施者	点検結果	点検年月	点検方法	点検実施者	点検結果	除去	封込	撤去
高	露出	年1回以上	2019年5月	目視	委託業者	封-II	2019年11月	目視	委託業者	封-II	○	
低	非露出	年1回以上	2019年5月	目視	委託業者	封-II					○	(封込)2000年
低	非露出	年1回以上	2019年5月	目視	委託業者	封-II					○	(撤去)1995年11月
低	露出	年1回以上	2019年5月	目視	委託業者	III	2019年11月	濃度測定	委託業者	1本/L以下		
高	露出	年2回以上	2019年5月	目視	委託業者	III	2019年10月	目視	委託業者	III		
高	露出		2019年5月				2019年11月				○	(除去)2015年 2月

別添7-1

X		Y				Z		AA	
今年度の点検		今後の点検計画				措置		備考	
空修方法	工事完了年月	工事記録 (室内環境 調査結果)	廃棄物収集 確認業者	廃棄物 処分業者	予定年月	改修を行うまでの 対応	措置		
除去	封込	撤去	封込	撤去	封込	撤去	措置		
							○/○/○	XXX-XXXX	解体時(除去)予定
	○	2019年5月	KX工業(株)	1.0本/L以下	YY運搬(株)	○/○/○		XXX-XXXX	
					○	R4	○/○/○	XXX-XXXX	
					○	R4	○/○/○	XXX-XXXX	
						日常目視点検	○/○/○	XXX-XXXX	レベル3種材

旧 (現行)

(別添7 調査表記入上の注意 全て削除)

新 (改定案)

別添7-2

備考 (改定事項等)

・アスベスト管理台帳システムにおける様式等の追加・号整理

〇〇局(区) 〇〇年度報告 〇〇年度末現在

【調査表《煙突用石棉断熱材(煙突用石棉含有ライナー材を含む)》】

現在の状況		A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	N
除去 対応/対応 なし	アスベスト 含有施設	施設 分類	施設 番号	柱 番号	建築物の名称	建築物の所在地	建築物の用途	煙突 基準法	煙突面積 (m ²)	建築年月	煙突の使用 面積(m ²)	煙突の使用箇所		断熱材 商品名	
												断熱材	ライナー材		
除去済		1	1	1	A住宅	美 X条Y丁目	職員住宅	耐火	100	1970年11月	10	○			
対応済		3	2	1	B住宅	美 X条Y丁目	事務所	耐火	200	1971年11月	15	○		非対応	
対応済		4	3	1	C公宅	美 X条Y丁目	公舎	耐火	300	1972年11月	20	○	○	ニュー・ガード スチック	
		5	4	1	D社館	美 X条Y丁目	公衆館	耐火	400	1973年11月	不明	○	○	ニュー・ガード スチック	
	○	9	6	1	F学生会館	美 X条Y丁目	学生会館	耐火	500	2010年11月	不明			グラウコーラ	

Q							P			
煙突の構造				煙突に接続しているボイラー 等機器の概要			その他 特記事項			
内径 (m)	地上から排出口 までの高さ (m)	建物屋上部分から 排出口までの高さ (m)	配置 (建物内/外周等)	排出口の位置 (壁内/壁外等)	用途 (給湯/暖房等)	台数	調査等による調査			
							調査年月	調査結果	調査者	
0.25	20	1	建物内	壁内	不使用	0	現在は使用していない	2016年	不明	施設職員
0.3	15	2	外周	壁外	給湯給排	1		2016年	不明(調査上で確認できず)	施設職員
0.35	30	1.7	建物内	壁内	暖房	1		2016年10月	含有あり	施設職員
不明	不明	不明	建物内	壁内	暖房	1		2017年4月	不明(現地調査)	施設職員
800	25	2	建物内	壁内	自家発	5	外周にGW巻			

別添7-2

Q						R				S			T	
断熱材						ライナー材				今年度の点検(劣化度調査)			過去の点検	
分析結果 判明年月	対象物質	調査結果	分析結果 判明年月	対象物質	調査結果	点検 頻度	点検年度	点検方法	点検実施者	点検結果	調査方法		工事完了 年月	
											除去	対応		
2017年6月	6物質	含有あり				不使用					○		2018年2月	
2017年6月	6物質	含有あり(アモシイ)	2017年6月	6物質	含有あり(クワシイ)	低	第1回以上	2019年5月	(ア)(煙突上下)目視確認	専門家	判-B	○	2018年9月	
2017年6月	6物質	含有あり	2017年6月	6物質	含有あり	高	第1回以上	2019年5月	(イ)煙突内部目視確認 (ウ)点検記録	施設職員	判-B	○	2018年1月	
2016年10月	6物質	含有無し				高	第1回以上	2020年1月	(ア)(煙突上下)目視確認	委託業者	V			

別添7-2

U										V				W		X
今年度の調査										今後の改修計画				備考		備考
調査年月	地上 調査 結果	地上 調査 結果	改修方法		工事完了 年月	工事完了 年月	工事開始 (屋内埋設 調査結果)	調査結果 調査結果	調査結果 調査結果	調査結果 調査結果	改修方法		予定年月	改修を行うまでの対応	備考	
			除去	対応							除去	対応				
											○					
											○		※			※
											○					
2020年1月	1R/1L1F	1R/1L1F									○		※	※		
											○					

旧 (現行)

(別添7 調査表記入上の注意 全て削除)

新 (改定案)

別添7-3

【石棉鉱山(採出7ヶ所等、石綿含有物盛付、石綿含有物入換機材及び使用済物取付盛付機材)】 別添7-3

施設管理番号 ○○製(50)
施設番号 1
種別 1
管理物の名称 A型宅

年度	今年度の点検																
	点検回数	点検年月	点検方法	点検実施者	点検結果	点検年月	点検方法	点検実施者	点検結果	点検年月	点検方法	点検実施者	点検結果	点検年月	点検方法	点検実施者	点検結果
2018	第2回	2018年11月	目視	委託業者	○	2018年11月	目視	委託業者	○								
2019	第1回以上	2019年7月	目視	施設職員	○	2019年7月	目視	施設職員	○								

別添7-4

【石棉鉱山(管理用石綿製機材(管理用石綿含有フィルター材を含む))】 別添7-4

施設管理番号 ○○製(50)
施設番号 1
種別 1
管理物の名称 A型宅

年度	今年度の点検(又は点検)																
	点検回数	点検年月	点検方法	点検実施者	点検結果	点検年月	点検方法	点検実施者	点検結果	点検年月	点検方法	点検実施者	点検結果	点検年月	点検方法	点検実施者	点検結果
2018	第1回	2018年7月	標準上下関係	専門等	○												

・アスベスト管理台帳システムにおける様式等の追加・号整理

・アスベスト管理台帳システムにおける様式等の追加・号整理

旧（現行）

(別添7 調査表記入上の注意 全て削除)

新（改定案）

別添7-5

備考（改定事項等）

・アスベスト管理台帳システムにおける様式等の追加・号整理

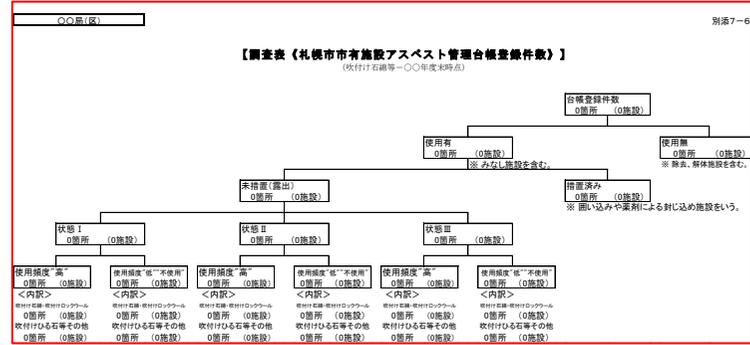
【施設分類】			別添7-5
施設分類	調査対象施設	総数	
1	単独住宅	0	
2	本庁舎	0	
3	支所・地方事務所	0	
4	職員公舎	0	
5	公会堂・市民会館	0	
6	診療所	0	
7	保健センター	0	
8	勤労青少年ホーム	0	
9	集会施設(集会所として独立した建物のみ)	0	
10	保健所	0	
11	社会福祉事務所	0	
12	消防	消防本部	0
13		消防署	0
14		出張所等	0
15		消防団詰所	0
16		消防学校・訓練所	0
17	寮・寄宿舎	0	
18	上水道	0	
19	下水道	0	
20	工業用水道	0	
21	軌道	営業所	0
22		停留所等	0
23	自動車運送	0	
24	地方鉄道	営業所	0
25		駅等	0
26	電気	0	
27	ガス	0	
28	市場	0	
29	と畜場	0	
30	国民宿舎保養所等	0	
31	上記以外の建物	0	
40	文部科学省所管施設 (例: 学校、幼稚園、大学、図書館、体育館等)	0	
50	厚生労働省所管施設 (例: 病院、児童福祉施設、老人福祉施設等)	0	
60	国土交通省所管施設 (例: 市営住宅等)	0	
70	農林水産省所管施設 (例: 卸売市場等)	0	
80	環境省所管施設 (例: 廃棄物焼却処理施設等)	0	

旧 (現行)

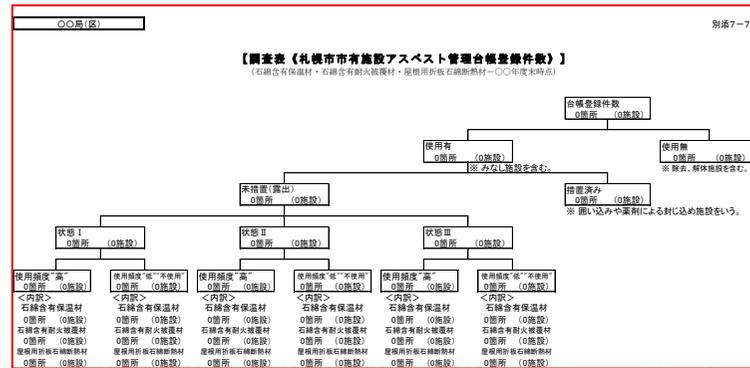
(別添7 調査表記入上の注意 全て削除)

新 (改定案)

別添7-6



別添7-7



・アスベスト管理台帳システムにおける
の様式等の追加・号整理

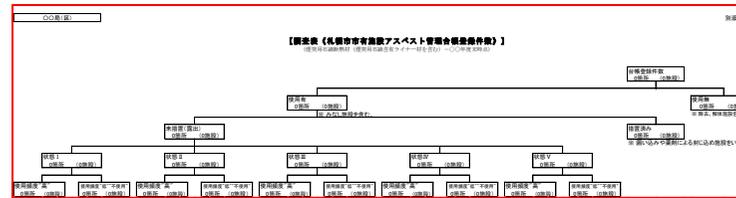
・アスベスト管理台帳システムにおける
の様式等の追加・号整理

旧（現行）

(別添7 調査表記入上の注意 全て削除)

新（改定案）

別添7-8



備考（改定事項等）

・アスベスト管理台帳システムにおける様式等の追加・号整理

旧（現行）	新（改正案）	備考（改定事項等）
<p style="text-align: right;">別添 8</p> <p><参考資料> (参考 1～2 省略)</p>	<p style="text-align: right;">別添 8</p> <p><参考資料> (参考 1～2 現行のとおり)</p>	
<p>【参考 3】 <u>石綿に関し、一定の知見を有し、的確な判断ができる者</u></p> <p><u>労働安全衛生法第 28 条第 1 項の規定に基づく「建築物等の解体等の作業及び労働者が石綿等にはばく露するおそれがある建築物等における業務での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針」において、目視、設計図書等による調査は「石綿に関し一定の知見を有し、的確な判断ができる者が行うこと。」とされているため、これに準じて煙突用断熱材の点検については、1～2の者がいる調査機関に依頼するものとする。</u></p> <p>1 特定建築物石綿含有建材調査者及び建築物石綿含有建材調査者 下記サイトで特定建築物石綿含有建材調査者講習及び建築物石綿含有建材調査者講習を修了した者を確認することができる。 http://www.jesc.or.jp/training/tabid/132/Default.aspx</p>	<p>【参考 3】 <u>調査を適切に実施するために必要な知識を有する者</u></p> <p><u>石綿障害予防規則において、建築物の事前調査については、適切に当該調査を実施するために必要な知識を有する者に行わせなければならないとされた。本規定は令和 5 年 10 月 1 日から施行される予定であるが、「石綿障害予防規則等の一部を改正する省令等の施行について」（令和 2 年 8 月 4 日付け基発 0804 第 8 号）において、本規定の施行前であっても、事前調査は必要な知識を有する者に行わせることが望ましいこととされているため、これに準じて煙突用断熱材の点検については、1～2の者がいる調査機関に依頼するものとする。</u></p> <p><u>なお、大気汚染防止法においても、書面による調査及び目視による調査について、石綿障害要望規則と同様に、調査を適切に行うために必要な知識を有する者に行わせることとされ、令和 5 年 10 月 1 日から施行される予定である。</u></p> <p>1 特定建築物石綿含有建材調査者及び一般建築物石綿含有建材調査者 <u>「建築物石綿含有建材調査者講習登録規程」に基づく登録講習機関は 2 機関あり、下記サイトで特定建築物石綿含有建材調査者講習及び一般建築物石綿含有建材調査者講習を修了した者を確認することができる。</u> ・一財）日本環境衛生センター http://www.jesc.or.jp/training/tabid/132/Default.aspx ・一社）環境科学対策センター https://www.kankyokagaku.jp/syuryosya/ <u>なお、一戸建ての住宅及び共同住宅（長屋を含み、店舗併用住宅は含まれない。）の住戸の内部（住戸の専有部分を指し、内部以外の部分（ベランダ、廊下等共用部分）は含まれない。）のみに係る点検については、一戸建て等石綿含有建材調査者がいる調査機関に依頼することができる。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・石綿障害予防規則の改正及び建築物石綿含有建材調査者講習登録規定の改正に伴う規定整備、文言整理 ・大気汚染防止法の改正に伴う規定整備 ・建築物石綿含有建材調査者講習登録規定の改正に伴う規定整備、文言整理

旧（現行）	新（改正案）	備考（改定事項等）
<p>2 日本アスベスト調査診断協会に登録された者 下記サイトで日本アスベスト調査診断協会に登録された者を確認することができる。 http://www.nada20090620.com/member/</p>	<p>2 日本アスベスト調査診断協会に登録された者 下記サイトで日本アスベスト調査診断協会に登録された者を確認することができる。 ・(一社)日本アスベスト調査診断協会 http://www.nada20090620.com/member/</p>	<p>・文言整理</p>
<p>【参考4】建材種類による確認 施設の図面や仕様書等で、保温材等の建材の名称、メーカー名、型番、品番等を調査し、石綿含有建材データベース（国土交通省・経済産業省）で確認できる。 http://www.asbestos-database.jp/</p>	<p>【参考4】建材の種類による確認 施設の図面や仕様書等で、保温材等の建材の名称、メーカー名、型番、品番等を調査し、石綿含有建材データベース（国土交通省・経済産業省）で確認できる。 http://www.asbestos-database.jp/</p>	<p>・文言整理</p>
<p>(参考5 省略)</p>	<p>(参考5 現行のとおり)</p>	

旧 (現行)	新 (改正案)	備考 (改定事項等)
<p>【参考6】 <u>十分な経験及び必要な能力を有する者がいる分析機関</u></p> <p>労働安全衛生法第28条第1項の規定に基づく「建築物等の解体等の作業及び労働者が石綿等にはばく露するおそれがある建築物等における業務での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針」において、「<u>石綿含有の分析は、十分な経験及び必要な能力を有する者が行うこと。</u>」とされているため、これに準じて1、2又は3の者がいる分析機関に依頼することが望ましいとした。</p> <p>1 公益社団法人日本作業環境測定協会が実施する「石綿分析技術の<u>評価事業</u>（石綿分析に係るクロスチェック事業）」により認定されるAランク又はBランクの認定分析技術者 http://www.jawe.or.jp/ishiwata/ishiwatabunseki.html</p> <p>2 一般社団法人日本環境測定分析協会が実施する「アスベスト偏光顕微鏡実技研修修了者」 https://www.jemca.or.jp/seminar/asbestos_tec/asbesto_skill_pass/</p> <p>3 一般社団法人日本環境測定分析協会が実施する「アスベスト偏光顕微鏡インストラクター」である者 https://www.jemca.or.jp/seminar/jemca_instructor/</p> <p>なお、1の技術者がいる本市の登録業者については、平成30年度～平成32年度登録から「契約基本システム」にて確認することが可能となっている。</p>	<p>【参考6】 <u>分析調査を適切に実施するために必要な知識及び技能を有する者</u></p> <p>石綿障害予防規則において、<u>分析調査については、適切に分析調査を実施するために必要な知識及び技能を有する者に行わせなければならないとされた。</u>本規定は令和5年10月1日から施行される予定であるが、「<u>石綿障害予防規則等の一部を改正する省令等の施行について</u>」(令和2年8月4日付け基発0804第8号)において、<u>本規定の施行前であっても、分析調査は必要な知識及び技能を有する者に行わせることが望ましいこととされているため、これに準じて1～5のいずれかの者がいる分析機関に依頼することが望ましいとした。</u></p> <p>1 <u>令和2年厚生労働省告示第277号で定める分析調査講習を受講し、修了審査に合格した者</u></p> <p>2 公益社団法人日本作業環境測定協会が実施する「石綿分析技術評価事業（<u>旧称</u>：石綿分析に係るクロスチェック事業）」により認定されるAランク又はBランクの認定分析技術者（<u>評価区分1及び2における合格認定技術者を含む</u>） http://www.jawe.or.jp/ishiwata/ishiwatabunseki.html</p> <p>3 一般社団法人日本環境測定分析協会が実施する「アスベスト偏光顕微鏡実技研修（<u>建材定性分析エキスパートコース</u>）」の修了者 https://www.jemca.or.jp/seminar/asbestos_tec/asbesto_skill_pass/</p> <p>4 一般社団法人日本環境測定分析協会に登録されている「<u>建材中のアスベスト定性分析技能試験（技術者対象）合格者</u>」 https://www.jemca.or.jp/analysis_top/asbestos_top/</p> <p>5 一般社団法人日本環境測定分析協会が実施する「アスベスト<u>分析法委員会認定 JEMCA</u>インストラクター」 https://www.jemca.or.jp/seminar/jemca_instructor/</p> <p>なお、2の技術者がいる本市の登録業者については、平成30年度～平成32年度登録から「契約基本システム」にて確認することが可能となっている</p>	<p>・石綿障害予防規則の改正、認定・研修制度の変更に伴う項目の追加、名称の変更</p>
<p>(参考7～10 省略)</p>	<p>(参考7～10 現行のとおり)</p>	

旧（現行）		新（改正案）		備考（改定事項等）
【参考 11】石綿に係る規制等変遷		【参考 11】石綿に係る規制等変遷		
年	出来事	年	出来事	
昭和 50 年	石綿等の吹付け作業の禁止とし、規制対象は石綿含有率 5%を超えるもの（特定化学物質等障害予防規則改正）	昭和 50 年	石綿等の吹付け作業の禁止とし、規制対象は石綿含有率 5%を超えるもの（特定化学物質等障害予防規則改正）	
昭和 63 年	クロシドライト（青石綿）の輸入禁止（業界自主規制）	昭和 63 年	クロシドライト（青石綿）の輸入禁止（業界自主規制）	
平成元年	特定粉じん（石綿）の製造施設の届出、敷地境界での測定を義務化及び規制基準（10 本/L）の設定（大気汚染防止法改正）	平成元年	特定粉じん（石綿）の製造施設の届出、敷地境界での測定を義務化及び規制基準（10 本/L）の設定（大気汚染防止法改正）	
平成 6 年	アモサイト（茶石綿）の輸入中止（業界自主規制）	平成 6 年	アモサイト（茶石綿）の輸入中止（業界自主規制）	
平成 7 年	アモサイト（茶石綿）とクロシドライト（青石綿）の製造、輸入、使用等の禁止（労働安全衛生法施行令改正）	平成 7 年	アモサイト（茶石綿）とクロシドライト（青石綿）の製造、輸入、使用等の禁止（労働安全衛生法施行令改正）	
	規制対象が石綿含有率 1%を超えるものに変更（特定化学物質等障害予防規則改正）		規制対象が石綿含有率 1%を超えるものに変更（特定化学物質等障害予防規則改正）	
平成 8 年	吹付けアスベストを使用する建築物の解体等の作業に伴う石綿による大気汚染を防止するため作業基準の設定、事前届出等を規定（大気汚染防止法改正）	平成 8 年	吹付けアスベストを使用する建築物の解体等の作業に伴う石綿による大気汚染を防止するため作業基準の設定、事前届出等を規定（大気汚染防止法改正）	
平成 15 年	クリソタイト（白石綿）を含む建材、摩擦材等の石綿含有製品の製造、輸入、使用等の禁止（労働安全衛生法施行令改正）	平成 15 年	クリソタイト（白石綿）を含む建材、摩擦材等の石綿含有製品の製造、輸入、使用等の禁止（労働安全衛生法施行令改正）	
平成 17 年	規制対象の特定建築材料に、煙突用断熱材や配管保温材等も追加。規模要件の撤廃（大気汚染防止法改正）	平成 17 年	規制対象の特定建築材料に、煙突用断熱材や配管保温材等も追加。規模要件の撤廃（大気汚染防止法改正）	
	石綿障害予防規則の制定		石綿障害予防規則の制定	
平成 18 年	一部の製品を除いて石綿等の製造等の全面禁止となり、規制対象は石綿含有率 0.1%を超えるものに変更。また、分析対象のアスベストは 6 種類に（労働安全衛生法施行令改正等）	平成 18 年	一部の製品を除いて石綿等の製造等の全面禁止となり、規制対象は石綿含有率 0.1%を超えるものに変更。また、分析対象のアスベストは 6 種類に（労働安全衛生法施行令改正等）	
	封じ込めや囲い込みの作業についても除去作業に準じた措置を取るなど石綿ばく露防止対策の充実（石綿障害予防規則改正）		封じ込めや囲い込みの作業についても除去作業に準じた措置を取るなど石綿ばく露防止対策の充実（石綿障害予防規則改正）	
	規制対象の建築物に工作物も追加（大気汚染防止法改正）		規制対象の建築物に工作物も追加（大気汚染防止法改正）	
平成 20 年	事前調査結果の揭示義務付け（石綿障害予防規則改正）	平成 20 年	事前調査結果の揭示義務付け（石綿障害予防規則改正）	
平成 24 年	石綿等の製造等の禁止が猶予されている製品について、非石綿製品への代替化が全て可能となったため全面禁止（労働安全衛生法改正）	平成 24 年	石綿等の製造等の禁止が猶予されている製品について、非石綿製品への代替化が全て可能となったため全面禁止（労働安全衛生法改正）	
平成 25 年	解体等作業を行う際の届出義務者を元請け業者から発注者へ変更し、事前調査及び発注者への調査結果の説明義務化（大気汚染防止法改正）	平成 25 年	解体等作業を行う際の届出義務者を元請け業者から発注者へ変更し、事前調査及び発注者への調査結果の説明義務化（大気汚染防止法改正）	
平成 26 年	事業者に対し、石綿等が使用されている保温材等が損傷等により石綿等の粉じんを発生させ、労働者がばく露するおそれがある際の措置の義務づけ（石綿障害予防規則改正）	平成 26 年	事業者に対し、石綿等が使用されている保温材等が損傷等により石綿等の粉じんを発生させ、労働者がばく露するおそれがある際の措置の義務づけ（石綿障害予防規則改正）	
平成 29 年	吹付け工法により施工された石綿含有仕上塗材について、除去等の工事を行う際には「吹付け石綿」と同等の飛散防止措置の義務付け（環境省通知）	平成 29 年	吹付け工法により施工された石綿含有仕上塗材について、除去等の工事を行う際には「吹付け石綿」と同等の飛散防止措置の義務付け（環境省通知）	
		令和 2 年	<u>建築物等の解体等工事で全ての石綿含有建材を規制、事前調査結果の報告義務付け等（大気汚染防止法改正）</u> <u>建築物等の解体等工事前の調査方法の明確化、事前調査結果の報告義務付け等（石綿障害予防規則改正）</u>	・大気汚染防止法・石綿障害予防規則規則改正に伴う追記